

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 31 年 3 月

県央県南広域環境組合

目 次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1.1 計画策定の趣旨と目的.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	2
1.3 計画対象地域.....	3
1.4 計画の対象廃棄物.....	3
1.5 計画の範囲と責任区分.....	4
1.6 計画期間.....	4
第2章 地域概況.....	5
2.1 位置及び地勢.....	5
2.2 人口及び世帯数の動態等.....	6
2.3 産業の動向.....	8
2.4 土地利用状況.....	10
2.5 地域の総合計画等の概要.....	11
2.6 ごみ処理行政の動向.....	15
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	22
3.1 ごみ処理の現状.....	22
3.2 ごみ処理の課題.....	48
第4章 基本方針.....	49
4.1 基本方針.....	49
4.2 数値目標.....	50
第5章 ごみ処理基本計画.....	53
5.1 計画収集人口.....	53
5.2 ごみ排出量等の予測結果.....	54
5.3 計画の推進.....	59
5.4 ごみ処理の計画.....	61

第1章 計画策定の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨と目的

持続的に発展する社会の構築のため、天然資源の消費抑制、環境への負荷低減などによる「循環型社会」の形成を推進していくことが必要である。

国においては、平成 12 年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきている。

ここ数年では、ごみの減量化・資源化を柱にした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の改正（平成 22 年 5 月）、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（平成 28 年 1 月）、廃棄物処理施設整備計画の策定（平成 30 年 6 月）に加え、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行（平成 25 年 4 月）、「大気汚染防止法」の改正（平成 26 年 6 月、平成 27 年 6 月）など、ごみ処理事業及びそれらを取り巻く環境が大きく変化している。

また、平成 30 年 6 月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね平成 37 年までに国が講ずべき施策が示された。

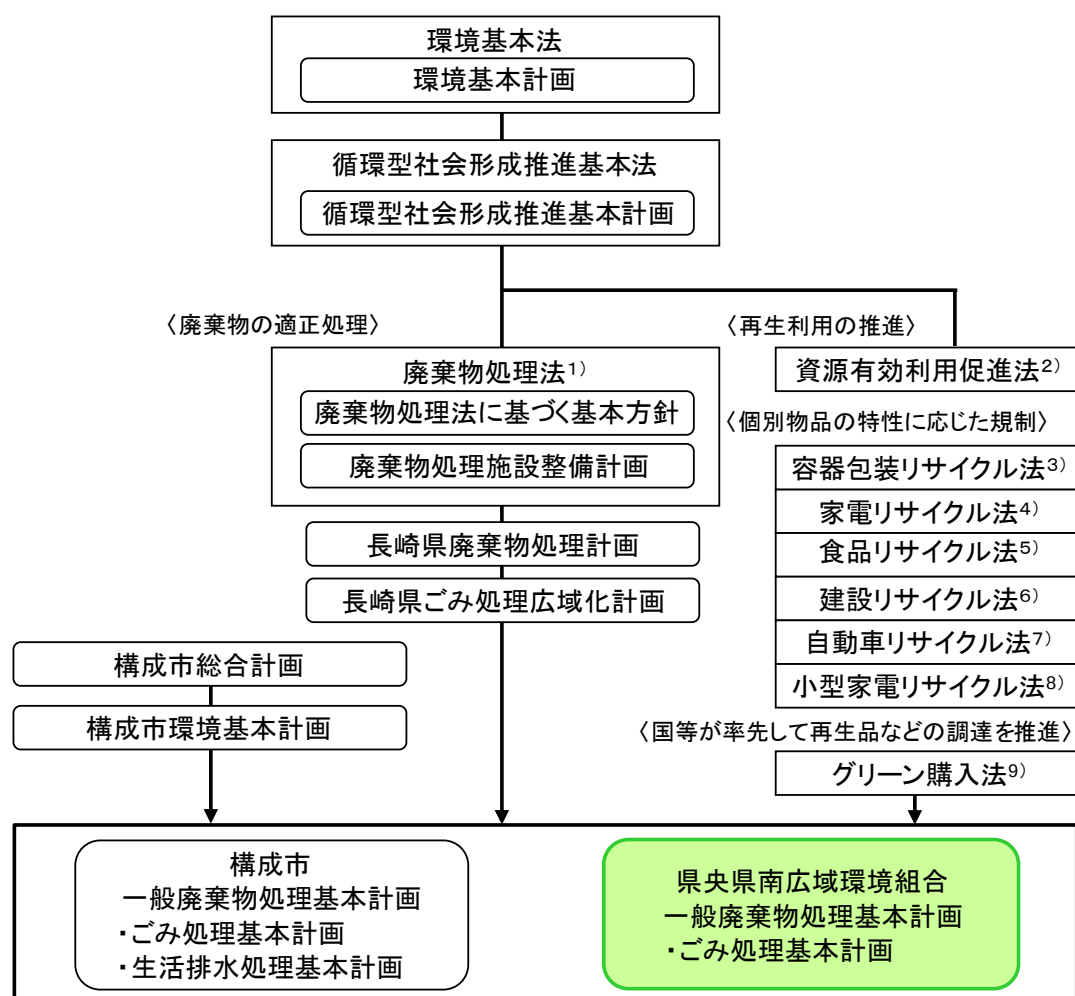
このような背景のもと、可燃ごみの処理に関する一部事務組合である県央県南広域環境組合（以下「本組合」とする。）を組織する、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」とする。）の 4 市では、それぞれ一般廃棄物処理基本計画を策定している。よって、本組合が策定する一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」とする。）は、構成市と互いに連携しながら、上位計画、関連計画との整合をはかりつつ、長期的・総合的な視点に立ったごみ処理の方針とごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

1.2 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分に構成される。

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理基本計画に該当し、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、構成市の総合計画や環境基本計画等と連動した計画として策定するものとする。本計画の位置づけを図1-1に示す。なお、循環型社会を形成するための法体系については「2.6 ごみ処理行政の動向」において詳述する。



- 注 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」
 3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
 4) 「特定家庭用機器再商品化法」
 5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
 6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
 7) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
 8) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」
 9) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

図 1-1 本計画の位置づけ

1.3 計画対象地域

本組合の処理区域は、島原市、諫早市、雲仙市の全域と南島原市（全8地区のうち、深江・布津地区の2地区）であるが、本計画における対象地域は、構成市全域対象とする。



出典) 国土地理院の電子地形図（白地図）を編集

図 1-2 計画対象地域

1.4 計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図 1-3 に示す。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分される。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定められている 20 種類のものを指す。

本計画における対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、し尿を除く「ごみ」とする。

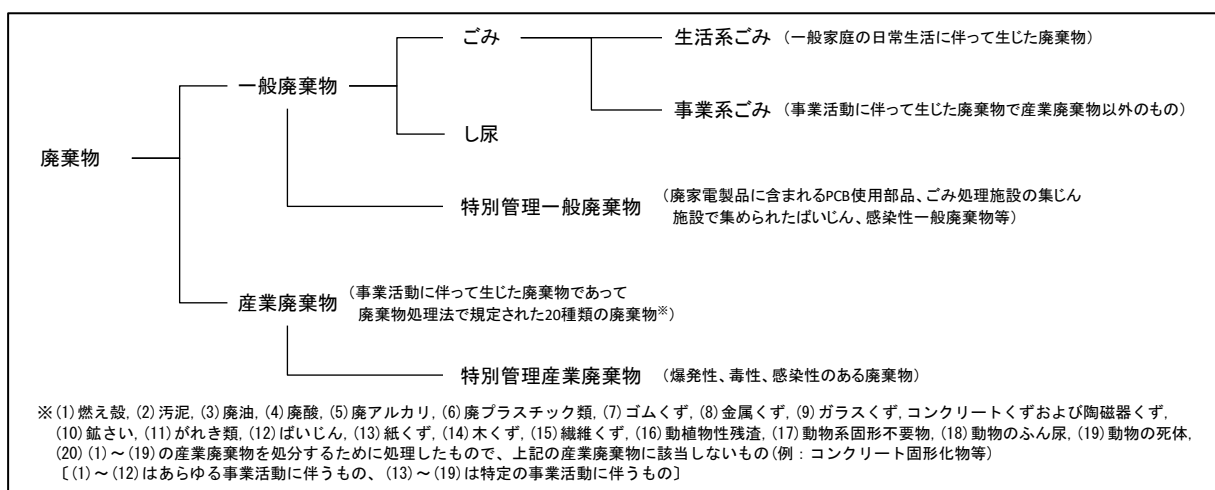


図 1-3 廃棄物の区分

1.5 計画の範囲と責任区分

本計画の範囲を図 1-4 に示す。本計画では、分別排出・収集運搬の一部、中間処理、最終処分についての計画を策定するとともに、ごみ処理体制全体の展望を図る必要から、構成市の各種計画をもとに発生抑制・排出抑制計画や収集・運搬計画についても整理する。

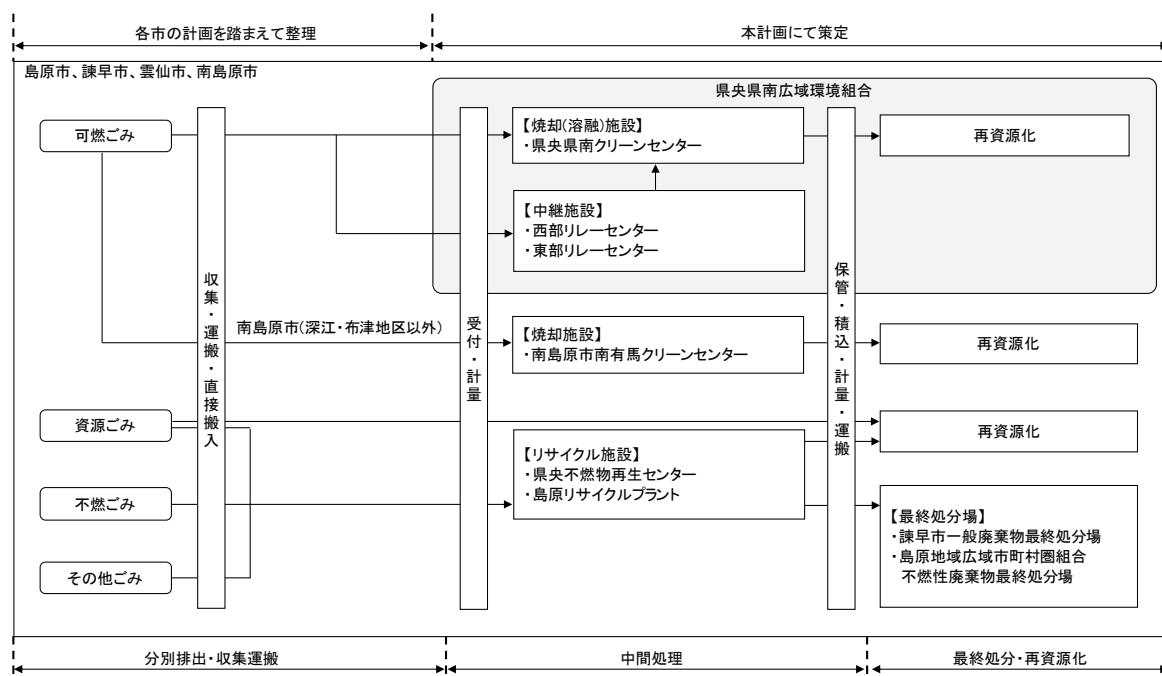


図 1-4 計画の範囲と責任区分

1.6 計画期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 45 年度までの 15 年間とする。また、社会情勢等の変化を想定し、本計画策定から 5 年後の平成 35 年度、10 年後の平成 40 年度を中間目標年度として見直しを行う。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも、見直しを行うものとする。

表 1-1 計画期間及び計画目標年次

	年度														
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
平成西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
目標年次	計画期間														
	▲計画初年度				▲中間目標年次					▲中間目標年次					▲計画目標年次
	1年目				5年目					10年目					15年目

第2章 地域概況

2.1 位置及び地勢

2.1.1 島原市

島原市は、長崎県の南東部にある島原半島の東端に位置し、西は雲仙市、南は南島原市と接し、東は有明海に面している。

島原市の西部には標高 1,483mの平成新山をはじめとした雲仙岳の山々があり、東向きに裾野が広がっている。

2.1.2 諫早市

諫早市は、長崎県のほぼ中央部に位置し、北は佐賀県太良町、東は雲仙市、西は大村市及び長崎市と接し、南は橘湾に面している。

諫早市の東は潮の干満差が大きな有明海、北西は静穏な大村湾、南は東シナ海に通じる橘湾といったそれぞれ特徴のある海に臨んでいる。

2.1.3 雲仙市

雲仙市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、北は有明海、西は橘湾と 2 つの海に面している。また、西に諫早市、東に島原市、南に南島原市と 3 市に隣接している。

雲仙市は、雲仙山系の険しい山地と、それに連なる丘陵地、及び海岸沿いに広がる平野部からなり、温暖多雨の恵まれた条件にある。

2.1.4 南島原市

南島原市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、北は島原市、西は雲仙市と接しており、有明海をはさんで、熊本県天草地域と接している。

南島原市の北部は、雲仙西部山岳丘陵地帯に連なる山なみが走っており、南部は肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域となっている。

2.2 人口及び世帯数の動態等

2.2.1 人口及び世帯数の推移

構成市における過去 10 年間（平成 20 年度から平成 29 年度）の人口及び世帯数を表 2-1 及び図 2-1 に示す。

各市の人口はいずれも減少しているため、構成市全域の人口は平成 20 年度から平成 29 年度までに 21,962 人減少している。一方、世帯数は南島原市は横ばいで推移しているが、島原市、諫早市、雲仙市は増加傾向を示しており、構成市全域では平成 20 年度から平成 29 年度までに 5,429 世帯増加している。

表 2-1 人口及び世帯数

年度		構成市全域		島原市		諫早市		雲仙市		南島原市	
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
H20	2008	296,015	109,974	49,440	18,791	142,986	55,840	49,746	16,510	53,843	18,833
H21	2009	293,899	110,507	48,962	18,814	142,519	56,246	49,305	16,618	53,113	18,829
H22	2010	291,966	111,310	48,565	18,906	142,304	56,816	48,791	16,732	52,306	18,856
H23	2011	290,047	112,006	48,324	19,060	141,982	57,352	48,086	16,679	51,655	18,915
H24	2012	287,409	112,402	47,944	19,072	141,218	57,537	47,502	16,967	50,745	18,826
H25	2013	284,926	113,126	47,473	19,137	140,658	58,026	46,777	17,108	50,018	18,855
H26	2014	282,241	113,457	46,945	19,125	140,127	58,472	45,972	17,062	49,197	18,798
H27	2015	279,759	114,591	46,437	19,453	139,731	59,059	45,292	17,076	48,299	19,003
H28	2016	277,204	115,705	45,991	19,562	138,862	59,442	44,837	17,719	47,514	18,982
H29	2017	274,053	115,403	45,385	19,556	137,836	59,673	44,266	17,221	46,566	18,953

出典）住民基本台帳人口（各年度 3 月末現在、外国人登録人口含む）

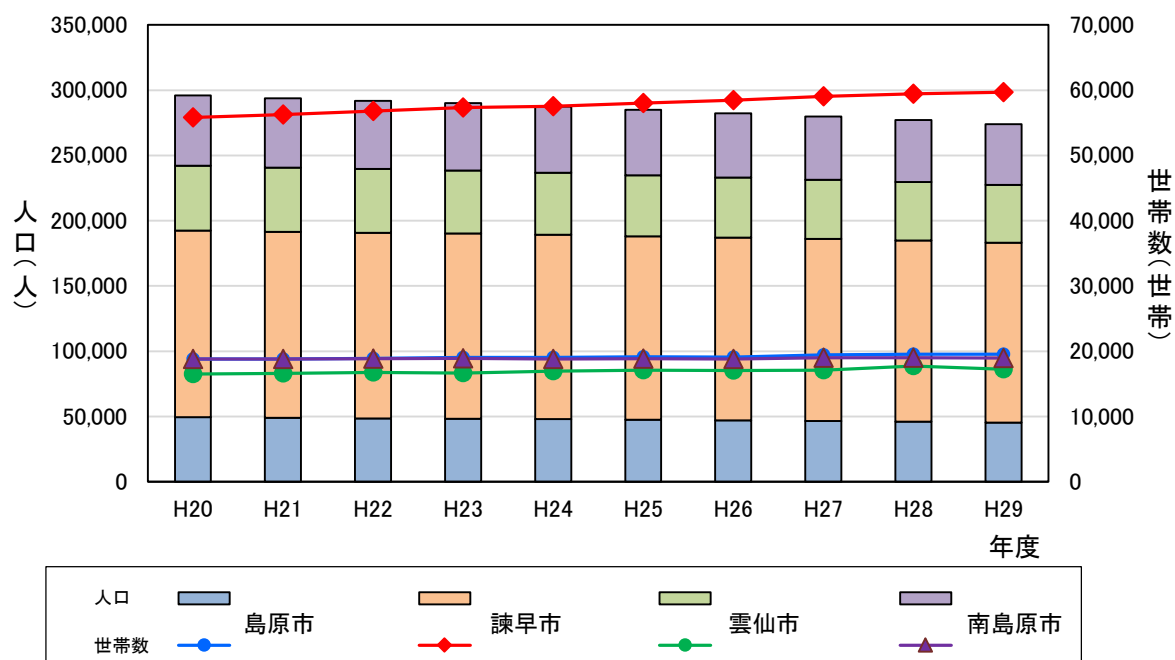


図 2-1 人口及び世帯数の推移

2.2.2 年齢別人口

構成市における年齢別人口を表2-2に、構成市全域における人口ピラミッドを図2-2に示す。構成市全域においては、いずれの市も生産年齢人口（15～64歳）が多く、年少人口（0～14歳）が少ないつぼ型で、長期的に人口が減少する形になっている。

老年人口（65歳～）は構成市全域で30.3%であり、島原市は32.6%、諫早市は27.1%、雲仙市は31.7%、南島原市は36.2%を占めている。

表2-2 年齢別人口（平成27年10月時点）

項目		単位	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	合計
島原市	男	人	3,009	11,928	6,045	17	20,999
	女	人	2,863	12,791	8,766	17	24,437
	合計	人	5,872	24,719	14,811	34	45,436
	割合	%	12.9%	54.4%	32.6%	0.1%	100.0%
諫早市	男	人	9,798	39,678	15,537	16	65,029
	女	人	9,123	41,983	21,935	8	73,049
	合計	人	18,921	81,661	37,472	24	138,078
	割合	%	13.7%	59.1%	27.1%	0.0%	100.0%
雲仙市	男	人	2,852	12,257	5,710	28	20,847
	女	人	2,678	12,302	8,268	20	23,268
	合計	人	5,530	24,559	13,978	48	44,115
	割合	%	12.5%	55.7%	31.7%	0.1%	100.0%
南島原市	男	人	2,752	11,812	6,973	37	21,574
	女	人	2,724	12,306	9,893	38	24,961
	合計	人	5,476	24,118	16,866	75	46,535
	割合	%	11.8%	51.8%	36.2%	0.2%	100.0%
構成市全域	男	人	18,411	75,675	34,265	98	128,449
	女	人	17,388	79,382	48,862	83	145,715
	合計	人	35,799	155,057	83,127	181	274,164
	割合	%	13.1%	56.6%	30.3%	0.1%	100.0%

出典）「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）

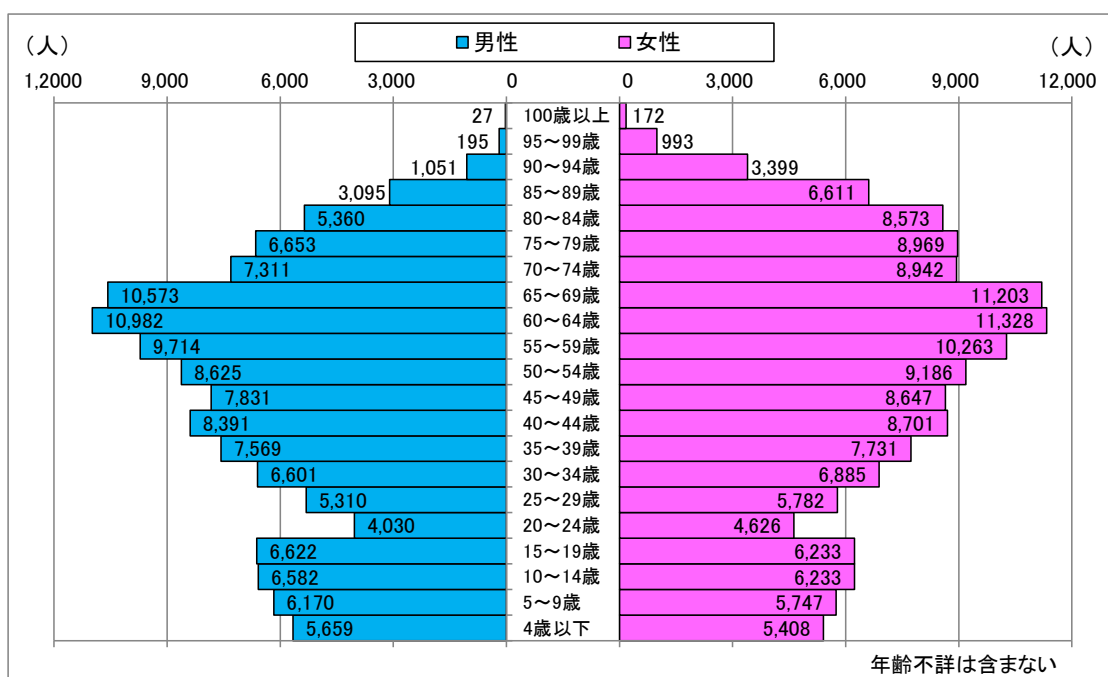


図2-2 人口ピラミッド（平成27年10月時点）

2.3 産業の動向

2.3.1 事業所数

構成市の産業別事業所数を表 2-3 に示す。

構成市全域では 13,723 事業所あり、諫早市、島原市、南島原市、雲仙市の順であった。いずれの市も第 3 次産業が最も多くの割合を占めており、おおよそ同じような傾向にあるが、南島原市については第 2 次産業が 28% 近くを占めているといった特徴があった。

表 2-3 産業別事業所数

		(事業所)				
		構成市全域	島原市	諫早市	雲仙市	南島原市
第1次産業		171	30	51	50	40
	農業	148	26	40	44	38
	林業	11	1	7	3	0
	漁業	12	3	4	3	2
第2次産業		2,490	408	980	364	738
	鉱業、採石業、砂利採取業	10	0	8	0	2
	建設業	1,395	254	646	218	277
	製造業	1,085	154	326	146	459
第3次産業		11,062	2,276	5,147	1,769	1,870
	電気・ガス・熱供給・水道業	20	3	10	5	2
	情報通信業	57	11	38	4	4
	運輸業、郵便業	265	46	138	47	34
	卸売業、小売業	3,732	753	1,656	609	714
	金融・保険業	199	50	105	20	24
	不動産業、物品賃貸業	523	103	271	78	71
	学術研究、専門・技術サービス業	398	78	215	54	51
	宿泊業、飲食サービス業	1,536	367	744	242	183
	生活関連サービス業、娯楽業	1,287	272	580	211	224
	教育、学習支援業	555	104	258	95	98
	医療、福祉	1,318	236	593	231	258
	複合サービス事業	117	20	46	25	26
	サービス業(他に分類されないもの)	918	204	438	120	156
	公務(他に分類されるものを除く)	137	29	55	28	25
総数		13,723	2,714	6,178	2,183	2,648

出典)「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果」(総務省統計局)

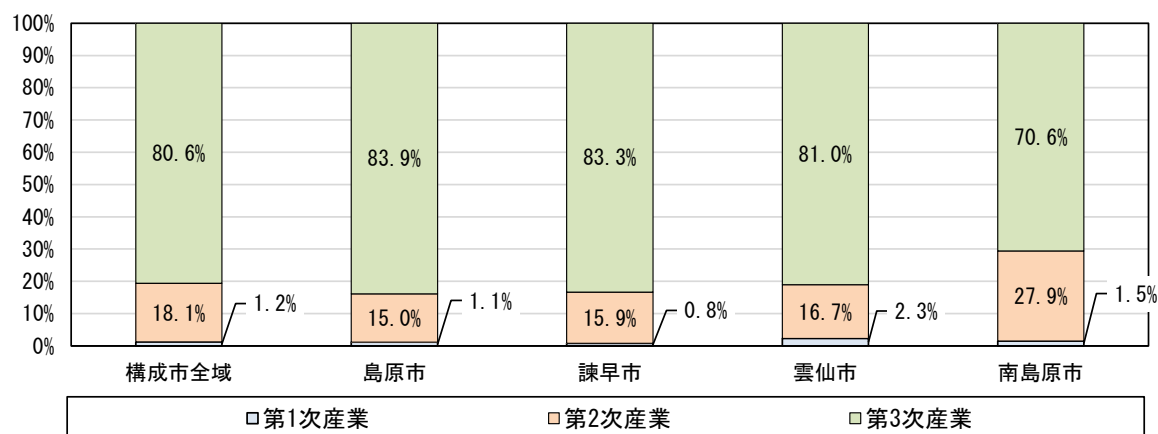


図 2-3 産業別事業所数割合

2.3.2 産業別従業者数

構成市の産業別従業者数を表 2-4 に示す。

いずれの市も第 3 次産業が最も多くの割合を占めており、おおよそ同じような傾向にある。事業所数については南島原市の第 2 次産業の割合が他市と比べて多い傾向にあったが、従業者数についてはいずれの市も同様の傾向にあった。

表 2-4 産業別従業者数

(人)

	構成市全域	島原市	諫早市	雲仙市	南島原市
第1次産業	1,985	332	671	612	370
農業	1,749	316	523	553	357
林業	122	3	84	35	0
漁業	114	13	64	24	13
第2次産業	26,173	4,160	14,470	3,591	3,952
鉱業、採石業、砂利採取業	115	0	77	0	38
建設業	8,775	1,608	4,677	1,260	1,230
製造業	17,283	2,552	9,716	2,331	2,684
第3次産業	90,251	16,756	48,798	12,468	12,229
電気・ガス・熱供給・水道業	316	89	146	42	39
情報通信業	677	103	421	139	14
運輸業、郵便業	4,689	771	2,975	589	354
卸売業、小売業	23,009	4,309	11,873	3,175	3,652
金融・保険業	1,956	409	1,153	178	216
不動産業、物品賃貸業	1,424	215	860	198	151
学術研究、専門・技術サービス業	1,712	436	1,015	121	140
宿泊業、飲食サービス業	10,238	1,823	5,279	2,025	1,111
生活関連サービス業、娯楽業	4,716	891	2,644	571	610
教育、学習支援業	5,913	1,086	3,340	730	757
医療、福祉	24,006	4,437	12,327	3,506	3,736
複合サービス事業	1,513	369	836	167	141
サービス業(他に分類されないもの)	6,346	1,064	4,051	485	746
公務(他に分類されるものを除く)	3,736	754	1,878	542	562
総数	118,409	21,248	63,939	16,671	16,551

出典)「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果」(総務省統計局)

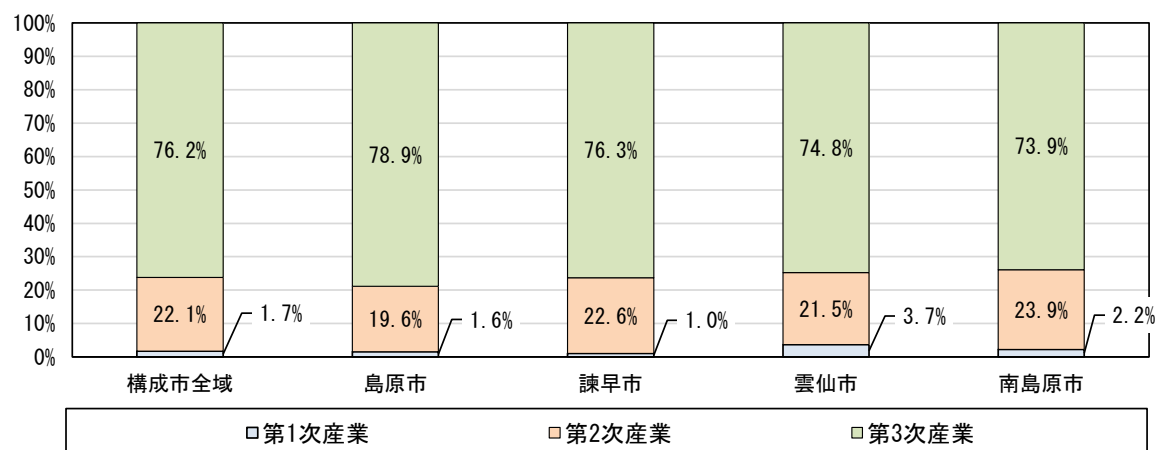


図 2-4 産業別従業者数割合

2.4 土地利用状況

構成市における土地の利用状況を表 2-5 及び図 2-5 に示す。

構成市全域では 47,183ha であり、面積は諫早市、南島原市、雲仙市、島原市の順である。

土地利用状況は各市で異なり、諫早市は山林が最も多くの割合を占めていたが、島原市、雲仙市及び南島原市は畑が最も多くの割合を占めていた。構成市全域としては、山林、畑、田、宅地、原野の順となっている。

表 2-5 土地の利用状況（平成 28 年 1 月時点）

区分	構成市全域	島原市	諫早市	雲仙市	南島原市
田	8,568	424	3,748	2,288	2,108
畑	14,237	1,644	4,705	3,676	4,212
宅地	5,475	930	2,277	1,099	1,169
山林	15,921	514	8,552	3,472	3,383
原野	1,084	50	762	112	160
池沼	6	—	1	0	5
その他	1,892	166	1,013	343	370
合計	47,183	3,728	21,058	10,990	11,407

出典) 第 64 版（平成 29 年）長崎県統計年鑑

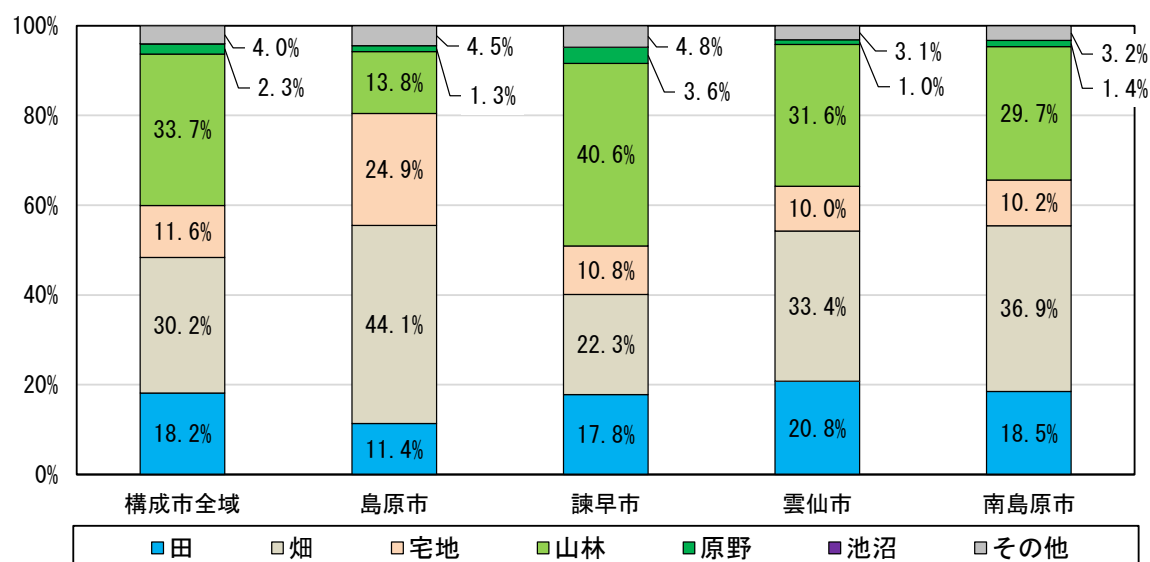


図 2-5 土地利用状況割合

2.5 地域の総合計画等の概要

2.5.1 島原市

島原市においては、平成 22 年 3 月に「島原市市勢振興計画」が策定されており、市の将来像として「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」が掲げられている。

廃棄物処理に関する施策としては、図 2-6 に示すとおり、ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援、広域クリーンセンターの延命化、ごみの出し方やルール の周知徹底、リサイクル先進地を目指す資源循環活動の促進・支援がうたわれている。

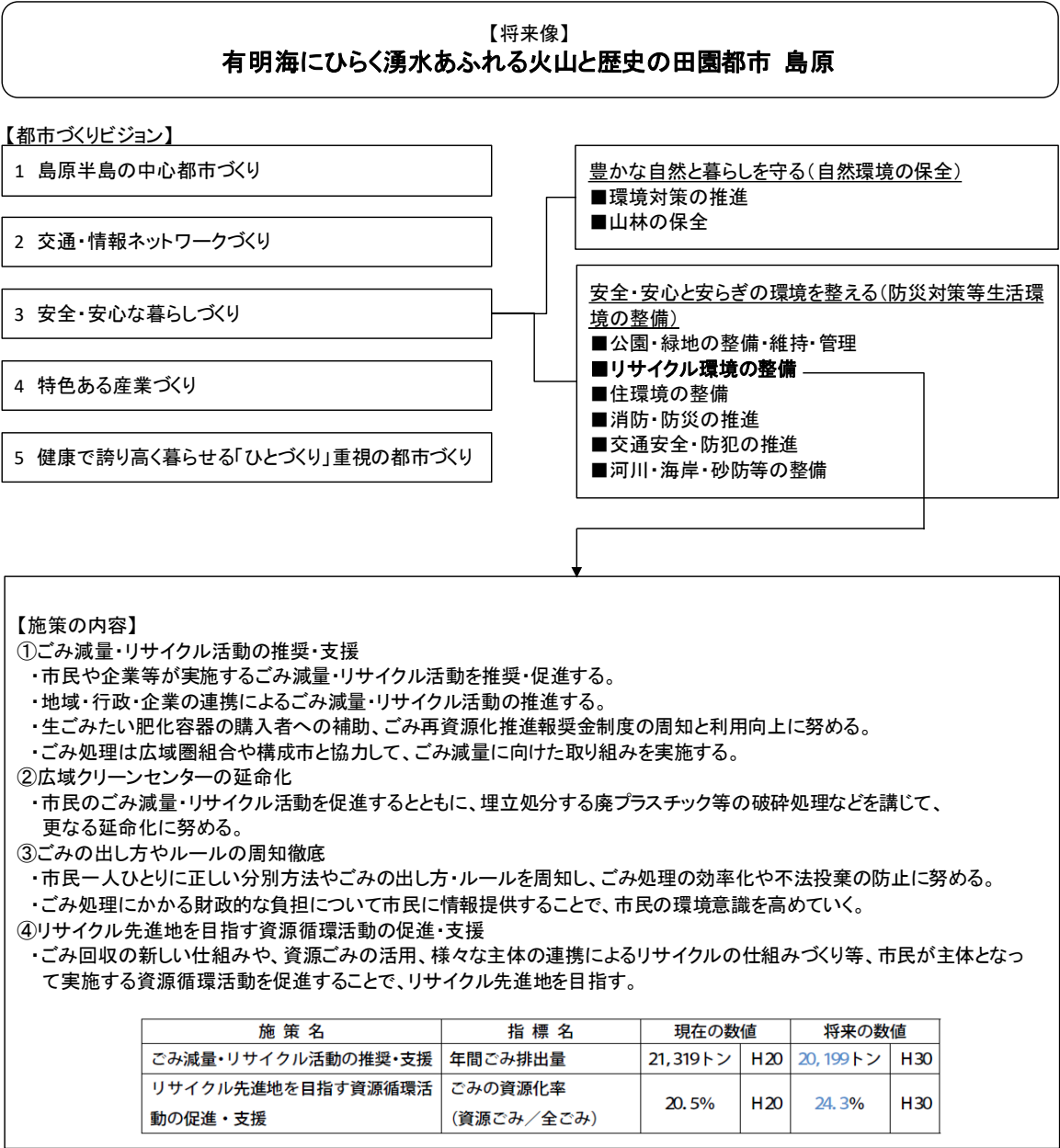


図 2-6 島原市市勢振興計画における廃棄物処理施策等

2.5.2 諫早市

諫早市においては、平成28年3月に「第2次諫早市総合計画」が策定されており、市の将来都市像として「ひとが輝く創造都市・諫早～笑顔あふれる希望と安心のまち～」が掲げられている。

廃棄物処理に関する施策としては、図2-7に示すとおり、環境教育・意識啓発推進、ごみ減量化の推進等がうたわれている。

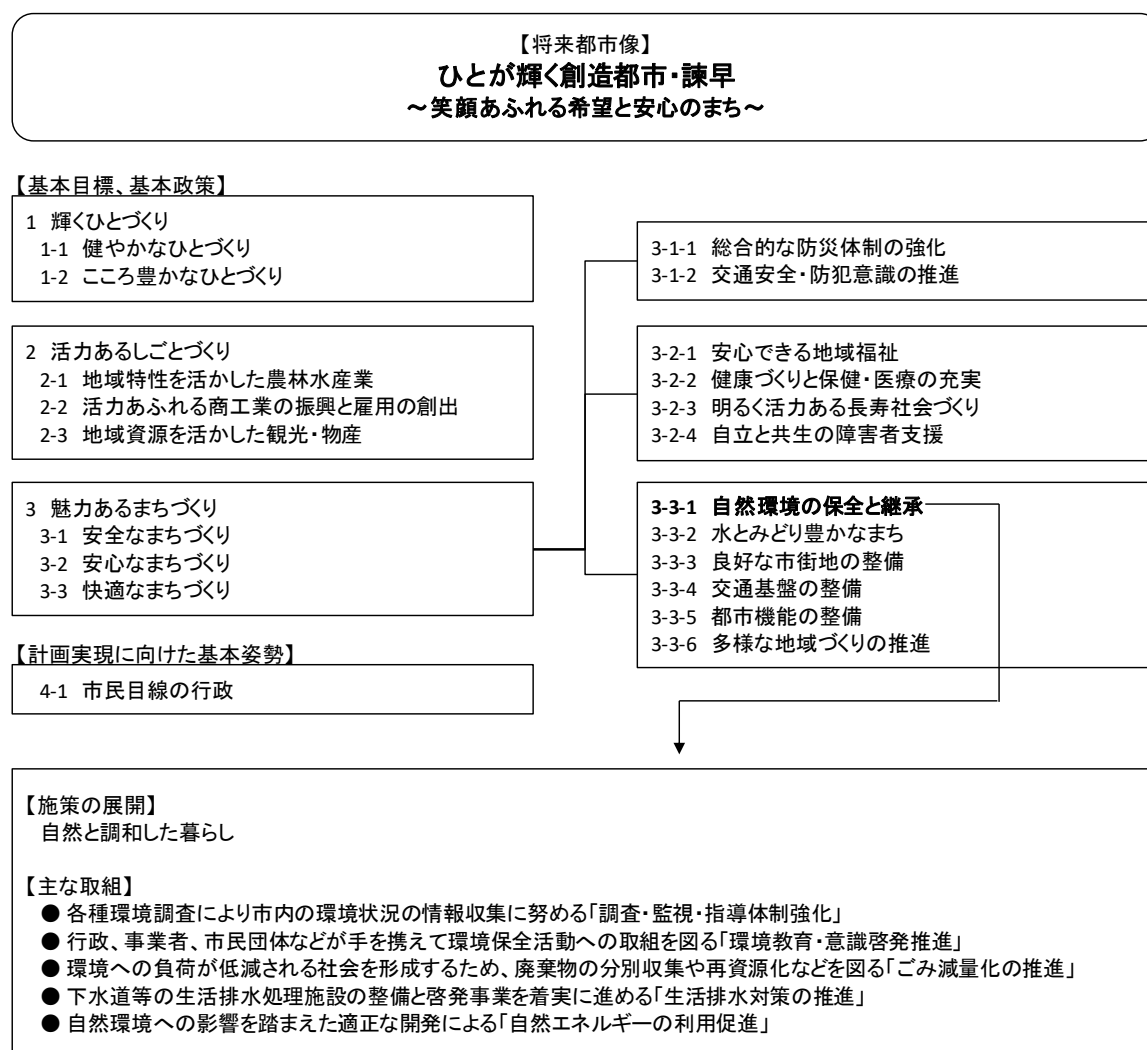


図2-7 諫早市総合計画における廃棄物処理施策等

2.5.3 雲仙市

雲仙市においては、平成29年3月に「第2次雲仙市総合計画」が策定されており、市の将来像として「“つながり”で創る 賑わいと豊かさを実感できるまち」が掲げられている。

廃棄物処理に関する施策としては、図2-8に示すとおり、ごみ減量化の推進、効率的なごみ・し尿収集・処理体制の構築がうたわれている。

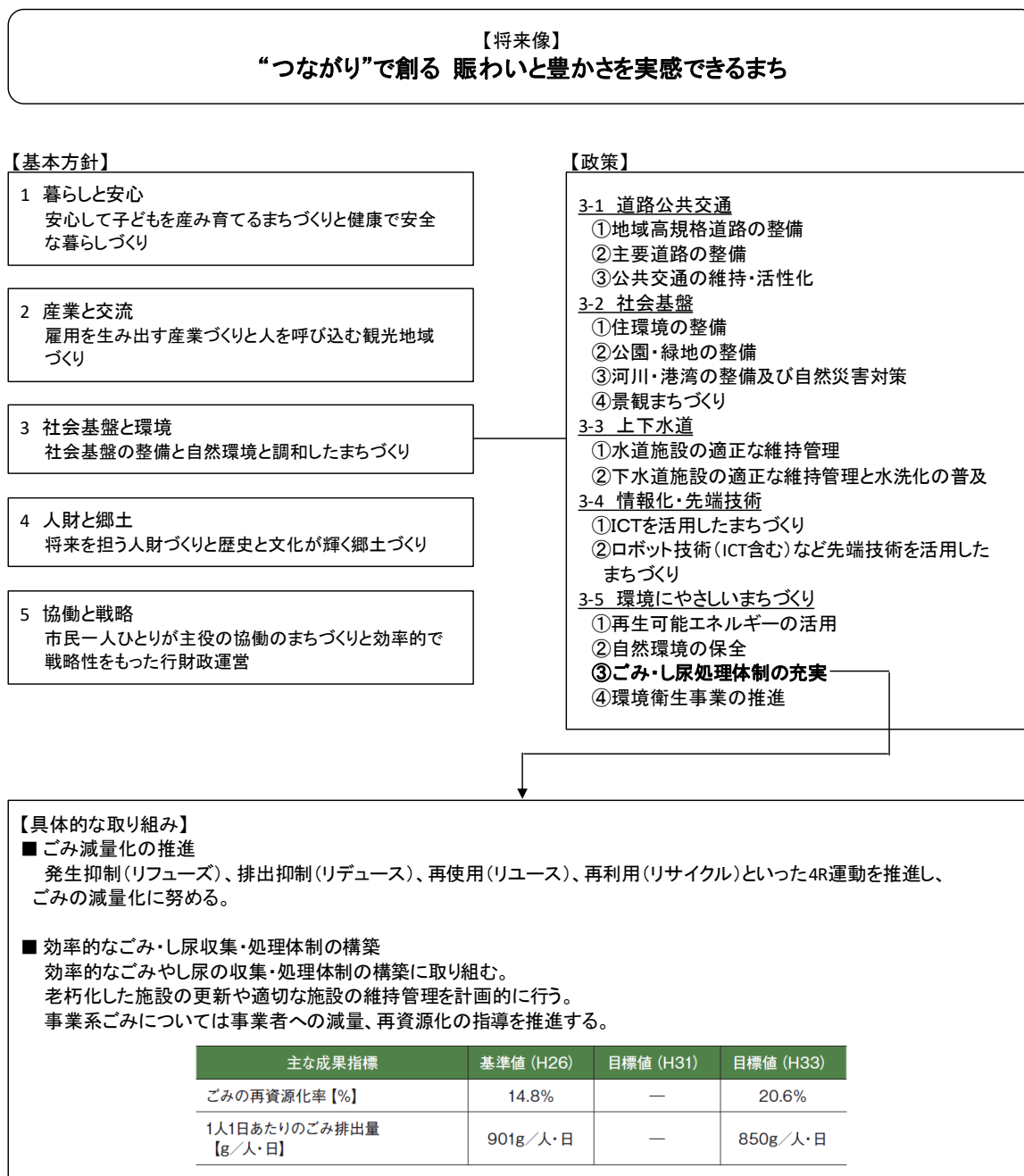


図2-8 雲仙市総合計画における廃棄物処理施策等

2.5.4 南島原市

南島原市においては、平成 30 年 3 月に「第Ⅱ期南島原市総合計画」が策定されている。その中で、「一人ひとりの“しあわせ”のために みんなで進める まちづくり」を基本理念とし、市の将来像として「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」が掲げられている。

廃棄物処理に関する施策としては、図 2-8 に示すとおり、ごみの再資源化・減量化の推進、ごみの適正処理がうたわれている。

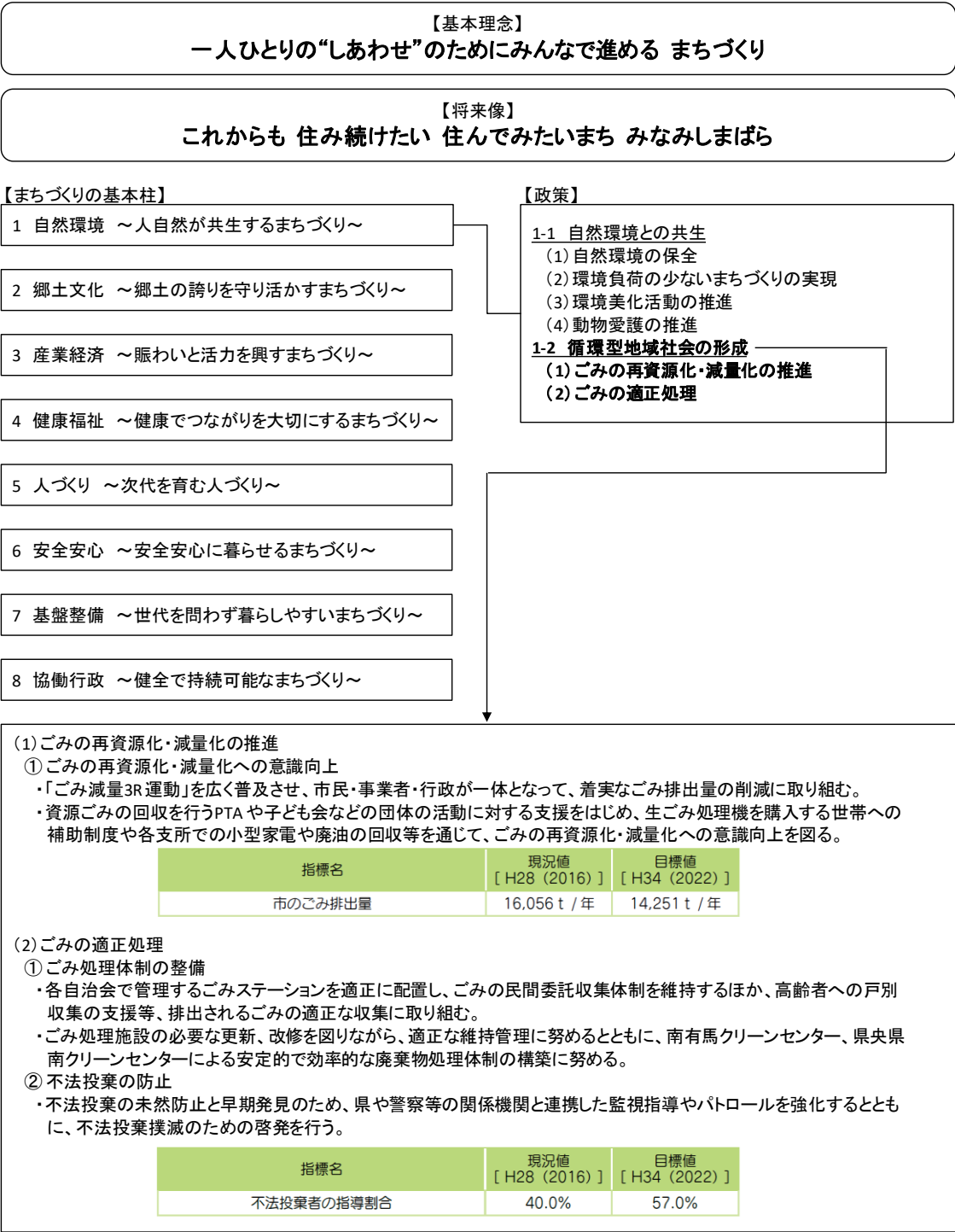


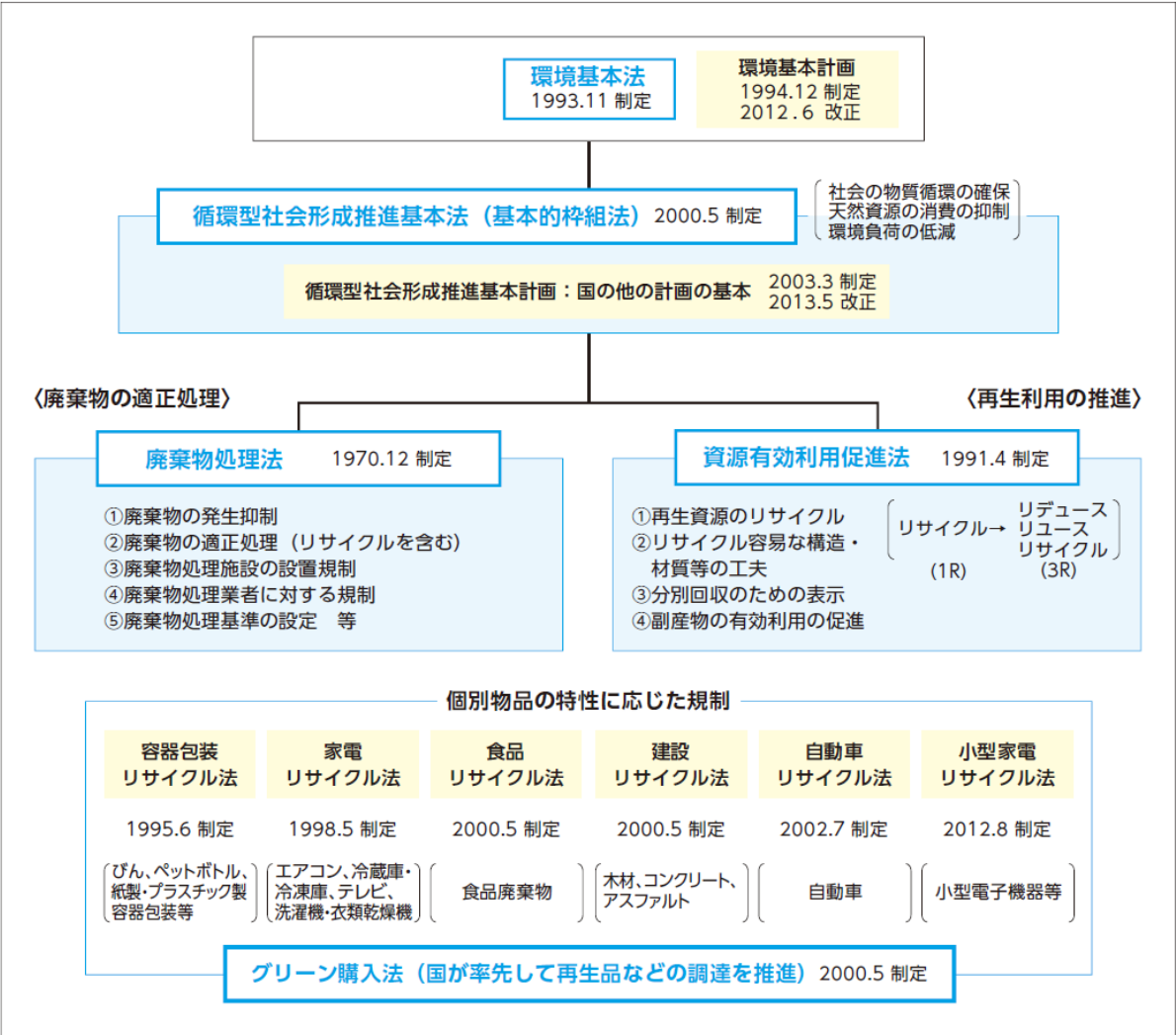
図 2-9 南島原市総合計画における廃棄物処理施策等

2.6 ごみ処理行政の動向

2.6.1 関係法令

循環型社会形成のための法体系は、環境政策の根幹を定める「環境基本法」のもと、循環型社会形成に向けた基本的な理念や考え方を定めた「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）と、それらを具体化した個別法によって構成されている。また、循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「循環型社会形成推進基本計画」（循環基本計画）を定めている。

循環型社会の形成に向けた法律として、廃棄物の排出抑制・廃棄物の適正な処理等により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目指す「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、個別の物品の特性に応じて制定された 6 つのリサイクル法、公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進すること等で持続的発展が可能な社会の構築を目指す「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が整備されている。



出典)「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(環境省)

図 2-10 循環型社会を形成するための法体系

2.6.2 社会的要求事項

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

本計画は循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとしており、平成 30 年 6 月 19 日に第四次循環基本計画が閣議決定されている。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

1. 循環分野の課題

- ・ 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興
- ・ 大規模災害の頻発と対策の遅れ
- ・ 国民の意識の変化（ものの豊かさ→心の豊かさ）
- ・ 資源循環及び適正処理の担い手の確保

2. 第四次循環基本計画の構成

(1) 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

【将来像】

- ・ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ・ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

【取組指標】

- ・ 循環型社会ビジネスの市場規模： 2000 年度（40 兆円）比で 2025 年度目標を約 2 倍とする

【国の取組】

- ・ シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価
- ・ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・ 廃棄物エネルギーの徹底活用

(2) 地域循環共生圏形成による地域活性化

【将来像】

- ・ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
- ・ 災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

【取組指標】

- ・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量： 2000 年度（1,185 g/人/日）比で 2025 年度目標を約 850 g/人/日とする
- ・ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量： 2000 年度（653 g/人/日）比で 2025 年度目標を約 440 g/人/日とする

【国の取組】

- ・ 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- ・ バイオマスの地域内での利活用

(3) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

【将来像】

- ・ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

【国の取組】

- ・ 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- ・ 素材別の取組：プラスチック、バイオマス、金属、土石・建設材料、その他の製品等

(4) 適正処理の推進と環境再生

【将来像】

- ・廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
- ・海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
- ・東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

【国の取組】

- ・安定的・効率的な廃棄物処理体制の整備
- ・廃棄物処理システムの地球温暖化対策・災害対策の強化
- ・地域での新たな価値創出に資する廃棄物処理施設の整備
- ・循環分野における環境産業全体の健全化、振興
- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策

(5) 災害廃棄物処理体制の構築

【将来像】

- ・自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

【取組指標】

- ・都道府県の災害廃棄物処理計画策定率：2025年度目標を100%とする
- ・市町村の災害廃棄物処理計画策定率：2025年度目標を60%とする

【国の取組】

- ・国民に対して自治体等が協力を得られるよう情報発信、コミュニケーションの場の設置を支援
- ・地域レベルでの共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等
- ・災害廃棄物処理実績を蓄積、情報プラットフォームを整備・運営

(6) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

【将来像】

- ・適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

【国の取組】

- ・国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活かしつつリサイクルを適正に推進
- ・我が国の質の高い環境インフラについて、制度・システム・技術等をパッケージとして海外展開
- ・日本の災害廃棄物対策ノウハウの提供、JICA等と連携した被災国支援スキーム

(7) 循環分野における基盤整備

【将来像】

- ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成が行われている
- ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

【取組指標】

- ・具体的な3R行動の実施率：2012年度の世論調査から2025年度に約20%上昇

【国の取組】

- ・廃棄物収集の効率化や高度選別技術の普及促進
- ・Re-Styleキャンペーンを通じて、若年層を中心にサブカルチャー等と連携した意識醸成、行動喚起

(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

「廃棄物処理施設整備計画」については、廃棄物処理法第 5 条の 3 の規定に基づき、国が 2018 年度～2022 年度の 5 か年を計画期間として策定している。

この廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することが示されている。

廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた 3R の推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- (1) ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する
 - ・ごみのリサイクル率：21%（2017 年度見込み）→27%（2022 年度）
 - ・一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017 年度の水準（20 年分）を維持
- (2) 焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：
19%（2017 年度見込み）→21%（2022 年度）
 - ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：
40%（2017 年度見込み）→46%（2022 年度）
- (3) し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る
 - ・浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率：53%（2017 年度見込み）→70%（2022 年度）
 - ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：
62%（2017 年度見込み）→76%（2022 年度）
 - ・省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量：
5 万トン CO₂（2017 年度見込み）→12 万トン CO₂（2022 年度）

(3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更（平成 28 年 1 月 21 日公表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、平成 28 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、平成 27 年 7 月 17 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえ、環境省が所要の変更を行ったものである。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更（平成 28 年 1 月 21 日公表）

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

- ・できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物は再使用、再生利用、熱回収の順に適正な循環的利用を行い、適正な循環的利用が行われないものについては適正な処分を確保する。
- ・災害廃棄物は適正な処理を確保し、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑・迅速な処理を確保する。
- ・地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域の活性化につながる地域循環圏づくりに向け、循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要であるため、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。

2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

廃棄物の減量化の目標量（平成 32 年度）は以下のとおり。

【一般廃棄物の減量化の目標量】

- ・排出量：約 12%削減（平成 24 年度比）
- ・再生利用率：約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる
- ・最終処分量：約 14%削減（平成 24 年度比）
- ・家庭系ごみ排出量：一人一日当たり 500 グラムとする

【産業廃棄物】

- ・排出量：増加を約 3%に抑制（平成 24 年度比）
- ・再生利用率：約 55%（平成 24 年度）から約 56%に増加させる
- ・最終処分量：約 1%削減（平成 24 年度比）

【その他の目標量】

- ・家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数：43 市町村（平成 25 年度）→200 市町村（平成 30 年度）
- ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合：約 59%（平成 25 年度）→100%（平成 30 年度）
- ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合：約 43%（平成 25 年度）→80%（平成 30 年度）

【廃棄物エネルギー利用の観点からの目標】

- ・焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加させる（平成 24 年度実績は約 66%）

3. 非常災害に係る記述及び前回変更からの情勢変化を踏まえた主な変更点

(1) 非常災害時に関する事項について

非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等について以下の事項を追加。

- ・ 施策の基本的考え方
- ・ 災害廃棄物対策に係る各主体の役割
- ・ 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用
- ・ 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

(2) 廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への具体的対応

平成 22 年の変更から廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、主に以下について対応。

①第3次循環基本計画の策定

- ・ 基本的な方向に、2R の取組状況の遅れ、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現、地域循環圏づくりに向けた仕組みづくりに関する内容を追記。
- ・ 地方公共団体の役割に、地域循環圏の形成に努めることを追記。

②各種リサイクル制度の進展等を踏まえた対応

- ・ 国民の役割、事業者の役割として、食品ロスの削減に資する購買行動等を追記。
- ・ 地方公共団体の役割として、家電リサイクル法上の使用済小型電子機器等について地域の実情に応じた回収体制の構築等について追記。
- ・ 一般廃棄物の処理体制の確保として、市町村が一般廃棄物の組成を把握した上で適切な処理体制を整備すること等を追記。

③廃棄物処理法改正等に関連する対応

- ・ 平成 22 年の廃棄物処理法改正に基づく平成 23 年の優良産廃処理業者認定制度の施行を踏まえ、同制度に関する内容を新たに追記。

④水銀廃棄物対策

- ・ 水銀に関する水俣条約を受け、地方公共団体の役割として、水銀廃棄物の回収体制の構築や、住民に対する周知徹底を追記。

⑤PCB 廃棄物対策

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画の改定（平成 26 年 6 月）を踏まえ、記載内容の修正等を実施。

⑥循環型社会と低炭素社会の統合的实现

- ・ 基本的な方向、国の役割、廃棄物処理施設の整備に関して、エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用促進及び地域への還元等を追記。
- ・ 中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進。

⑦廃棄物処理施設の効率的な整備

- ・ 再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理の広域化に加え、廃棄物処理施設と他の静脈系インフラの連携等に係る内容を盛り込む。

⑧技術開発及び調査研究の推進

- ・ 低炭素な再生技術や廃棄物のエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用先進的・先導的な廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の進展を反映させる。

⑨地域社会への貢献

- ・ 基本的方向において、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する旨追記。

⑩社会情勢の変化を踏まえた人材育成の重要性

- ・ 地方公共団体の役割として、災害時の対応を含め、適正な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める旨追記。

⑪各主体の役割

- ・ 都道府県が廃棄物処理の広域化等に関し、管下の市町村等の関係機関との調整の推進に努めること等を追記。

(4) 循環型社会形成推進交付金の 1 / 2 交付対象の方向性

- ・今後増大が見込まれる廃棄物処理施設の更新ニーズに備えて、「高効率エネルギー利用（ごみ発電、メタン回収、熱供給、省エネ等）」及び「災害廃棄物処理体制の強化（耐震・耐水・耐浪性、始動用電源、燃料保管設備、薬剤等の備蓄倉庫などの機能）」の両方に資する包括的な取組を行う施設に対して、交付率 1 / 2 の交付対象を重点化
- ・更新ニーズの平準化に資する施設の改良・改造による長寿命化においても、同様包括的な取組を支援

(5) 廃棄物エネルギー利用高度化

「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル（平成 29 年 3 月）環境省」の概要を以下に示す。

1) 今後の廃棄物エネルギー利用の方向性

廃棄物エネルギーを有効利用することにより、地域の活性化・低炭素化に資する“地域のエネルギー拠点”として、今後、ごみの処理においても、焼却にともない得られた電力や熱を、積極的に活用し地域の活性化・低炭素化を図ることが求められている。

2) 高度化方策メニュー

個々の施設での高度化、複数施設での高度化方策について、技術概要、導入効果（先進事例）、導入にあたっての留意点を紹介。

① 個々の施設での高度化

- ・先進的設備導入等による増強・高効率化 例) 高温高压ボイラ、低空気比燃焼
- ・コンバインド処理による増強・高効率化 例) 焼却施設とメタン発酵施設
- ・個々の施設における安定供給 例) 災害時の安定供給
- ・個々の施設における有効利用 例) 電力の自家消費、地域熱供給事業

② 複数施設での高度化

- ・施設の集約・大規模化等による増強・高効率化 例) 広域処理
- ・廃棄物発電のネットワーク化による増強・安定供給・有効利用
例) 地域エネルギー事業会社によりネットワーク化

第3章 ごみ処理の現状と課題

3.1 ごみ処理の現状

3.1.1 ごみ処理体制

(1) ごみ分別区分と本計画における区分の定義

1) ごみ分別区分

構成市のごみ分別区分等を表 3-1～表 3-4 に示す。

表 3-1 島原市のごみ分別区分等

区分	排出方法	排出形態	収集頻度	収集主体		
燃やせるごみ	ステーション又は戸別	有料指定袋	週2回	直営及び委託		
缶	ステーション	半透明・透明袋	月2回程度	直営		
ビン						
ペットボトル		半透明・透明袋又は紐で縛る				
プラスチック製容器包装						
紙製容器包装		半透明・透明袋又は紐で縛る				
古紙類 （新聞・チラシ、雑誌、段ボール）		種類ごとに紐で縛る				
その他プラスチック※		半透明・透明袋				
その他不燃物						

※その他プラスチックは平成31年4月より分別開始予定。

表 3-2 諫早市のごみ分別区分等

区分		排出方法	排出形態	収集頻度	収集主体
もやすごみ		ステーション	有料指定袋	週2回	委託
空きかん				月2回	
空きびん					
金属・有害ごみ					
瓦・陶磁器			月1回		
ペットボトル					
束ねるごみ	可燃物			週2回	
	不燃物		月1回		
粗大ごみ					
新聞		拠点回収	紐で縛る	—	—
雑誌・雑がみ					
段ボール					

表 3-3 雲仙市のごみ分別区分等

区分	排出方法	排出形態	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	ステーション	有料指定袋	週2回	委託
不燃ごみ				
空き缶				
空きびん				
ペットボトル				
ダンボール	拠点回収	紐で縛る	—	—
新聞・雑誌				
紙容器包装				
牛乳パック				
白色トレイ				
発泡スチロール				
プラスチック製容器包装				
古着				
廃食油				
廃食油				
小型家電製品				
有害ごみ	ステーション ・拠点回収	有料指定袋	月1回	委託

表 3-4 南島原市のごみ分別区分等

区分	排出方法（上段） 収集頻度（下段）			排出形態	収集主体
	深江地区	布津地区	深江・布津 地区以外		
燃えるごみ	ステーション 週2回 ^{※1}			有料指定袋	委託及び 一部直営
紙製容器包装	資源ステーション 月2回	指定場所 月1回	指定場所 月2回	紐で縛る	
新聞紙					
雑誌					
段ボール					
紙パック		資源ステーション 月1回		—	
ペットボトル					
プラスチック製容器包装					
衣類					
空き缶類	資源ステーション 週1回	資源ステーション 月1回	指定場所 月2回 ^{※2}	有料指定袋	
空きびん類					
ガラス・陶器類	資源ステーション 週1回	資源ステーション 月1回			
金属類・小型家電					
有害ごみ	資源ステーション 月2回	拠点 —			

※1 戸別収集も場合によっては認めている。

※2 深江・布津地区以外（有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津・加津佐地区）のうち南有馬は月1回の地区あり。

2) 本計画における区分の定義

本計画においては、環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査との整合を図るため、ごみの区分を表 3-5 のとおり定義する。

表 3-5 本計画におけるごみ区分の定義

本計画の区分	島原市	諫早市	雲仙市	南島原市
可燃ごみ	燃やせるごみ その他プラスチック	もやすごみ 束ねるごみ(可燃物) 粗大ごみ(可燃物)	可燃ごみ	燃えるごみ
不燃ごみ	その他不燃物	瓦・陶磁器	不燃ごみ	ガラス・陶器類
資源ごみ	缶 ビン ペットボトル プラスチック製容器包装 紙製容器包装 古紙類(新聞・チラシ、雑紙、段ボール) 紙パック 小型家電製品	空きかん 空きびん ペットボトル 新聞・雑誌・雑がみ 段ボール 金属 束ねるごみ(不燃物) 粗大ごみ(不燃物)	空き缶 空きびん ペットボトル ダンボール 新聞・雑誌 紙容器包装 牛乳パック 白色トレイ 発泡スチロール プラスチック製容器包装 古着 廃食油 小型家電製品	缶 ビン ペットボトル プラスチック製容器包装 紙製容器包装 新聞紙 雑誌 段ボール 紙パック 衣類 金属類 小型家電製品
その他ごみ	蛍光管、乾電池	金属・有害ごみ(蛍光管、乾電池)	有害ごみ	有害ごみ(蛍光管、筒形乾電池、電球、水銀系体温計、水銀系血圧計)

(2) 処理主体と処理フロー

構成市におけるごみ処理の主体とごみ処理の流れを図 3-1 に示す。

本組合の処理区域（島原市、諫早市、雲仙市の全域と南島原市（深江・布津地区））の可燃ごみは、県央県南クリーンセンターや東部・西部リレーセンターへ持ち込まれ、焼却（溶融）施設である県央県南クリーンセンターに集約し、処理をしている。一方、南島原市の深江・布津地区以外（有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津・加津佐地区）の可燃ごみは、南島原市南有馬クリーンセンターで焼却処理される。

資源・不燃・その他のごみのうち、諫早市と雲仙市のごみは県央不燃物再生センター、島原市と南島原市のごみは島原リサイクルプラントで処理をされるが、資源ごみの種類によっては構成市がそれぞれ委託する民間施設で処理されるものがある。

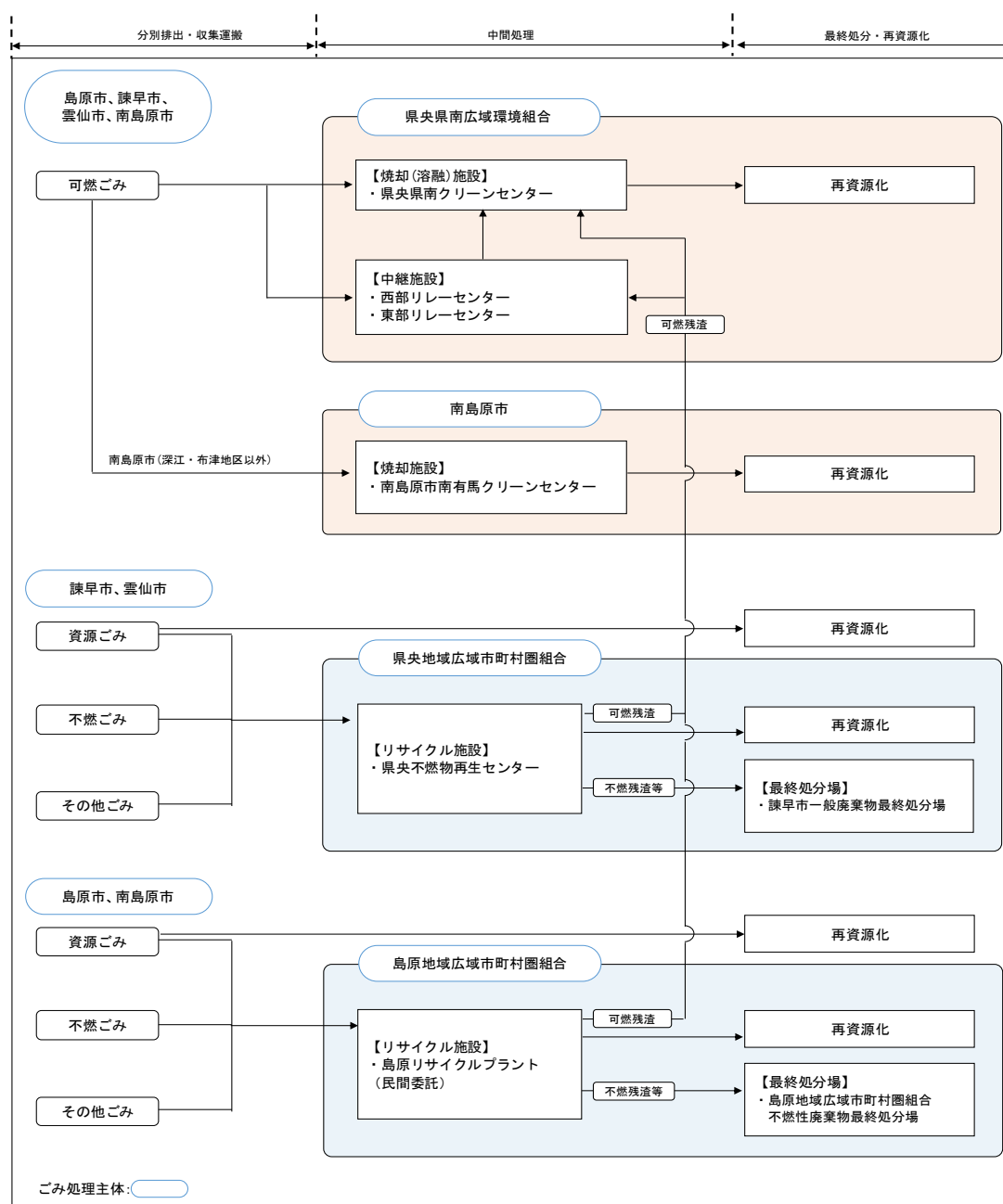
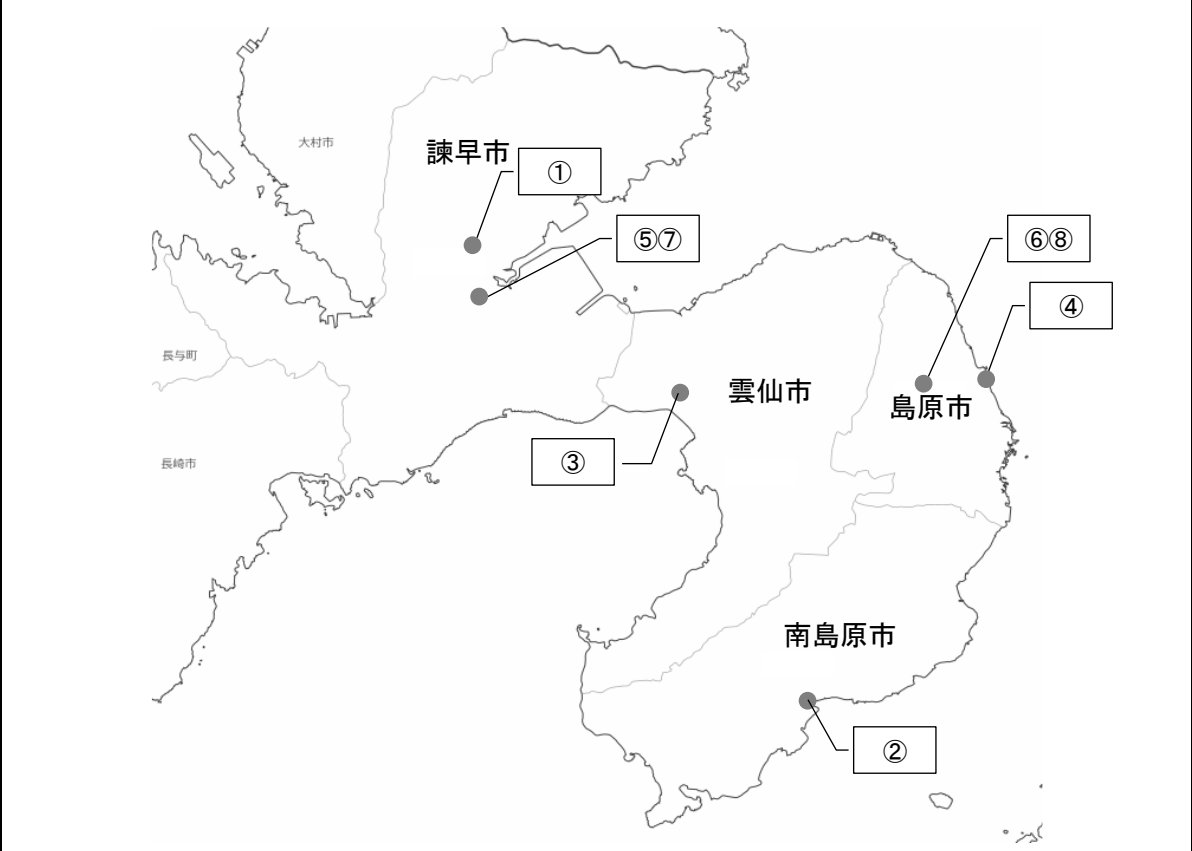


図 3-1 構成市のごみ処理フロー（平成 29 年度）

(3) ごみ処理施設等の概要及び位置図

計画対象地域におけるごみ処理施設の概要と位置を以下に示す。

表 3-6 ごみ処理施設の位置及び一覧



番号	施設種別	事業主体	施設名称
①	焼却処理施設	県央県南広域環境組合	県央県南クリーンセンター
②	焼却処理施設	南島原市	南島原市南有馬クリーンセンター
③	中継施設	県央県南広域環境組合	西部リレーセンター
④	中継施設	県央県南広域環境組合	東部リレーセンター
⑤	リサイクル施設	県央広域市町村圏組合	県央不燃物再生センター
⑥	リサイクル施設	島原地域広域市町村圏組合 (民間委託)	島原リサイクルプラント
⑦	最終処分場	諫早市	諫早市一般廃棄物最終処分場
⑧	最終処分場	島原地域広域市町村圏組合	島原地域広域市町村圏組合 不燃性廃棄物最終処分場

1) 焼却施設

表 3-7 県央県南クリーンセンターの概要

名 称	県央県南クリーンセンター
事業主体	県央県南広域環境組合
所在地	諫早市福田町 1250
処理方式	溶融 ガス化改質方式
処理能力	300 t / 日 (100 t / 24 h × 3 炉)
発電設備	ガスエンジン 1,500 k w × 5 基
処理対象	可燃ごみ
稼働開始	平成 17 年 4 月

表 3-8 南島原市南有馬クリーンセンターの概要

名 称	南島原市南有馬クリーンセンター
事業主体	南島原市
所在地	南島原市南有馬長戊 1751 番地
処理方式	准連続燃焼式焼却炉＋焼却残渣溶融炉
処理能力	ごみ焼却炉 60 t / 日 (30 t / 16 h × 2 炉) 焼却残渣溶融炉 14 t / 日 (14 t / 24 h × 1 炉)
処理対象	可燃ごみ
稼働開始	平成 12 年 4 月

2) 中継施設

表 3-9 西部リレーセンターの概要

名 称	西部リレーセンター
事業主体	県央県南広域環境組合
所在地	雲仙市千々石町丙 694 番地
処理対象	可燃ごみ
処理方式	コンパクトコンテナ方式
処理能力	55 t / 日 (5 時間 / 日)
稼働開始	平成 17 年 4 月

表 3-10 東部リレーセンターの概要

名 称	東部リレーセンター
事業主体	県央県南広域環境組合
所在地	島原市前浜町丙 74 番地
処理対象	可燃ごみ
処理方式	コンパクトコンテナ方式
処理能力	94 t / 日 (5 時間 / 日)
稼働開始	平成 17 年 4 月

3) リサイクル施設

表 3-11 県央不燃物再生センターの概要

名 称	県央不燃物再生センター
事業主体	県央広域市町村圏組合
所在地	諫早市小豆崎町 89 番地 4
処理方式	選別・圧縮
処理能力	48 t / 日
処理対象	資源ごみ、不燃ごみ、その他ごみ
稼働開始	平成 6 年 4 月

表 3-12 島原リサイクルプラントの概要

名 称	島原リサイクルプラント
事業主体	島原地域広域市町村圏組合（民間委託）
所在地	島原市西町 1397 番地 1
処理方式	選別・圧縮
処理能力	30 t / 日
処理対象	資源ごみ、不燃ごみ、その他ごみ
稼働開始	平成 5 年 4 月

4) 最終処分場

表 3-13 諫早市一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	諫早市一般廃棄物最終処分場
事業主体	諫早市
所在地	諫早市小豆崎町 26 番地
埋立容量	31,200m ³
残余容量	14,841m ³ （平成 28 年時点）
稼働開始	平成 13 年 4 月

表 3-14 島原地域広域市町村圏組合不燃性廃棄物最終処分場の概要

名 称	島原地域広域市町村圏組合不燃性廃棄物最終処分場
事業主体	島原地域広域市町村圏組合
所在地	島原市西町丙 1450 番地
埋立容量	59,200m ³
残余容量	20,100m ³ （平成 28 年時点）
稼働開始	平成 5 年 4 月

3.1.2 ごみ排出量の状況

(1) 計画収集人口の推移

本組合における平成 20 年度～平成 29 年度の計画収集人口の推移を図 3-2 に示す。平成 29 年度の人口は 274,053 人であり平成 20 年度の人口 296,015 人から 21,962 人（約 7.4%）減少している。平成 29 年度における人口の構成割合は、島原市が構成市全体の 16.6%、諫早市が 50.3%、雲仙市が 16.1%、南島原市が 17.0%となっている。

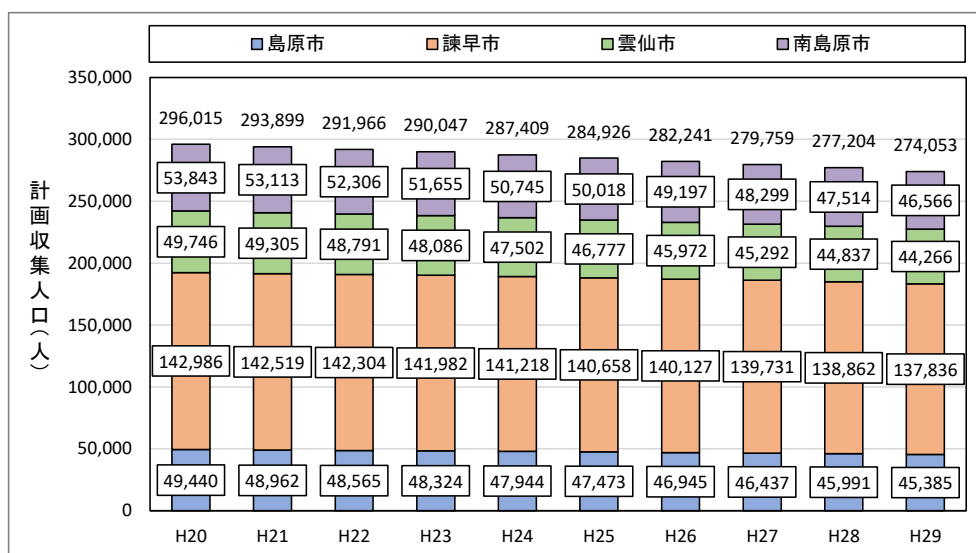


図 3-2 計画収集人口の推移

(2) 総ごみ排出量の推移

1) 排出量

① 構成市別排出量

本組合における平成 25 年度～平成 29 年度の総ごみ排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量）の推移を図 3-3 に示す。平成 29 年度の総ごみ排出量は 101,374 t/年であり平成 25 年度の総ごみ排出量 107,064 t/年から 5,690 t/年（約 5.3%）減量している。平成 29 年度における総ごみ排出量の市別内訳は、島原市が 4 市合計値の 19.1%、諫早市が 49.9%、雲仙市が 14.9%、南島原市が 16.1%となっている。

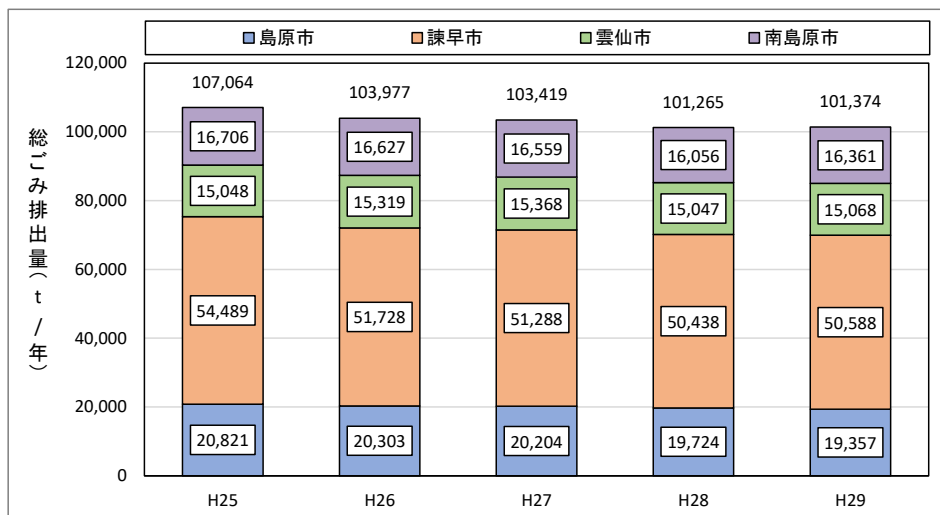


図 3-3 総ごみ排出量の推移（構成市別）

② ごみ区分別排出量

ごみ区分別排出量の推移を図 3-4 に示す。平成 29 年度のごみ区分別排出量を平成 25 年度と比較すると、可燃ごみは 4,617 t/年（約 4.8%）減量、不燃ごみは 61 t/年（約 1.4%）減量、資源ごみは 1,000 t/年（約 14.9%）減量、その他ごみは 12 t/年（約 13.2%）減量している。

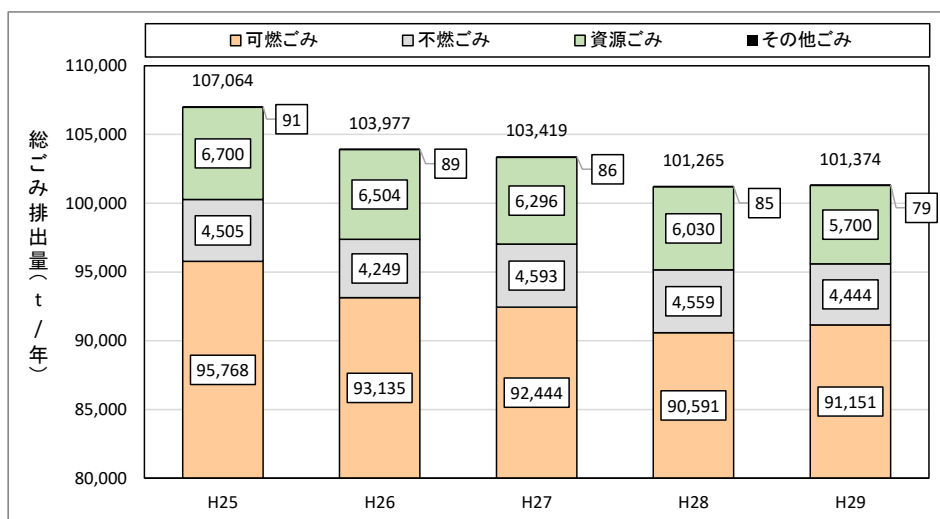


図 3-4 総ごみ排出量の推移（ごみ区分別）

2) 排出原単位（1人1日当たり排出量）

総ごみ排出量の排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移を図3-5に示す。平成29年度の総ごみ排出原単位は島原市が1,169 g/人・日、諫早市が1,006 g/人・日、雲仙市が933 g/人・日、南島原市が963 g/人・日であり、最も排出原単位が多い島原市と、最も少ない雲仙市の差は236 g/人・日である。

平成25年度と比較すると、島原市は33 g/人・日（約2.7%）減量、諫早市は55 g/人・日（約5.2%）減量、雲仙市は52 g/人・日（約5.9%）増加、南島原市は48 g/人・日（約5.2%）増加していた。

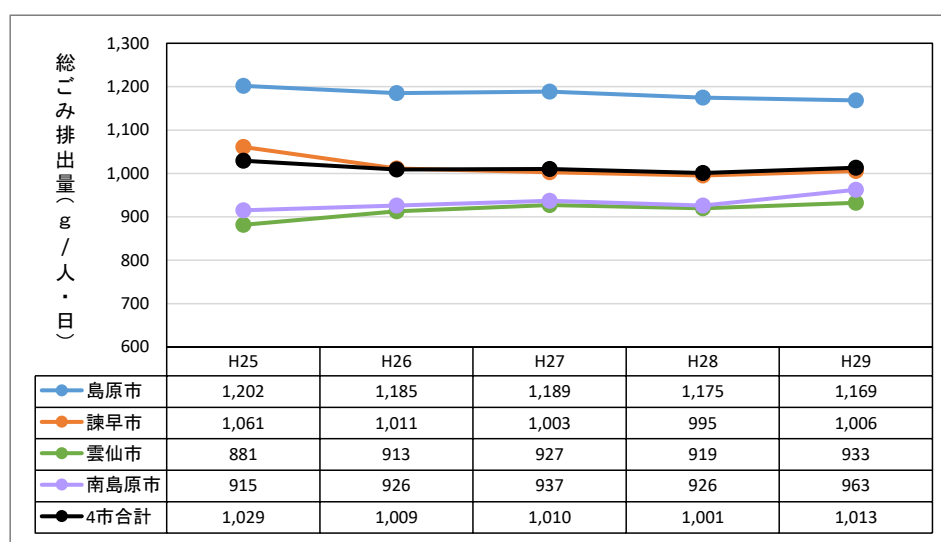


図3-5 総ごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移

(3) 生活系ごみ排出量の推移

1) 排出量

① 構成市別排出量

平成 25 年度～平成 29 年度の生活系ごみ排出量の推移を図 3-6 に示す。平成 29 年度の生活系ごみ排出量は 64,559 t/年であり、平成 25 年度の 67,422 t/年から 2,863 t/年（約 4.2%）減量している。平成 29 年度における市別内訳は、島原市が 4 市合計値の 18.7%、諫早市が 45.7%、雲仙市が 14.8%、南島原市が 20.8%となっている。

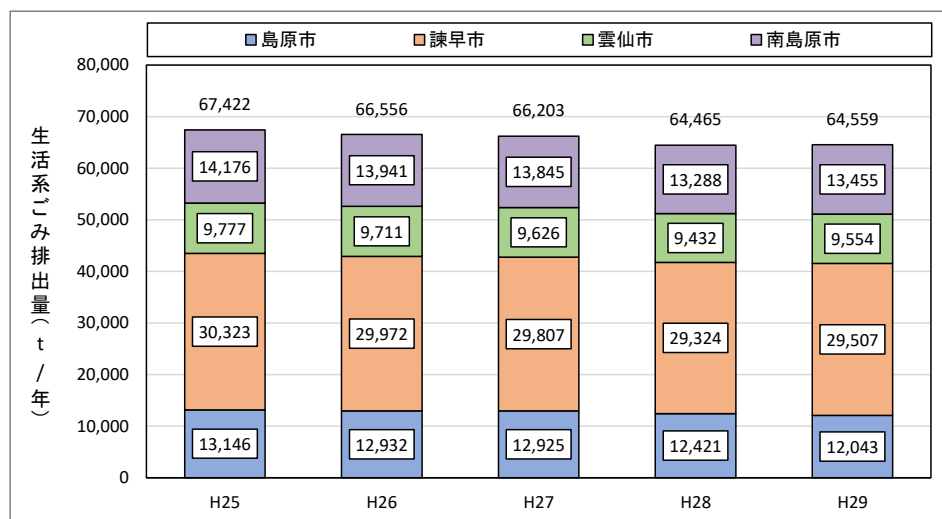


図 3-6 生活系ごみ排出量の推移（構成市別）

② ごみ区分別排出量

ごみ区分別排出量の推移を図 3-7 に示す。平成 29 年度のごみ区分別排出量を平成 25 年度と比較すると、可燃ごみは 2,531 t/年（約 4.2%）減量、不燃ごみは 103 t/年（約 2.6%）減量、資源ごみは 217 t/年（約 6.3%）減量、その他ごみは 12 t/年（約 13.2%）減量している。

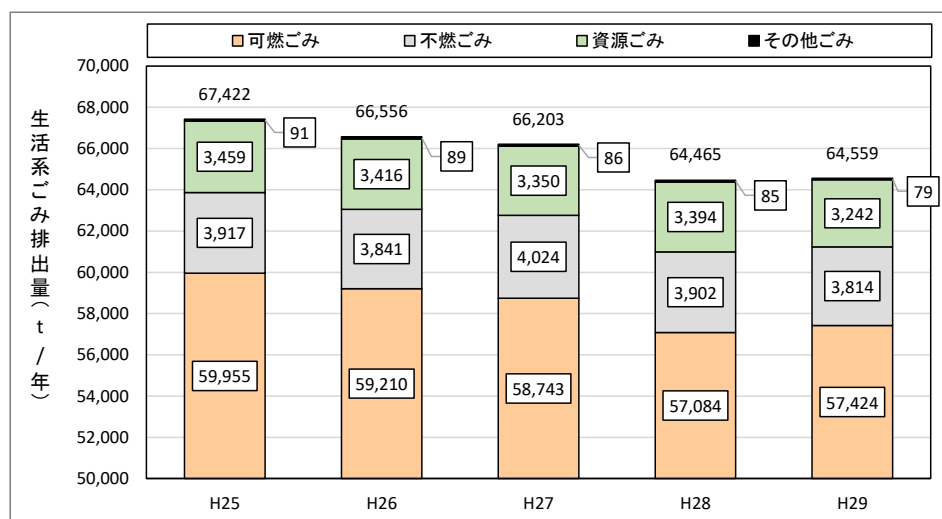


図 3-7 生活系ごみ排出量の推移（ごみ区分別）

2) 排出原単位（1人1日当たり排出量）

生活系ごみ排出量の排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移を図3-8に示す。平成29年度の生活系ごみ排出原単位は島原市が727g/人・日、諫早市が587g/人・日、雲仙市が591g/人・日、南島原市が792g/人・日であり、最も排出原単位が多い南島原市と、最も少ない諫早市の差は205g/人・日である。

平成25年度と比較すると、島原市は32g/人・日（約4.2%）減量、諫早市は4g/人・日（約0.7%）減量、雲仙市は18g/人・日（約3.1%）増加、南島原市は16g/人・日（約2.1%）増加していた。

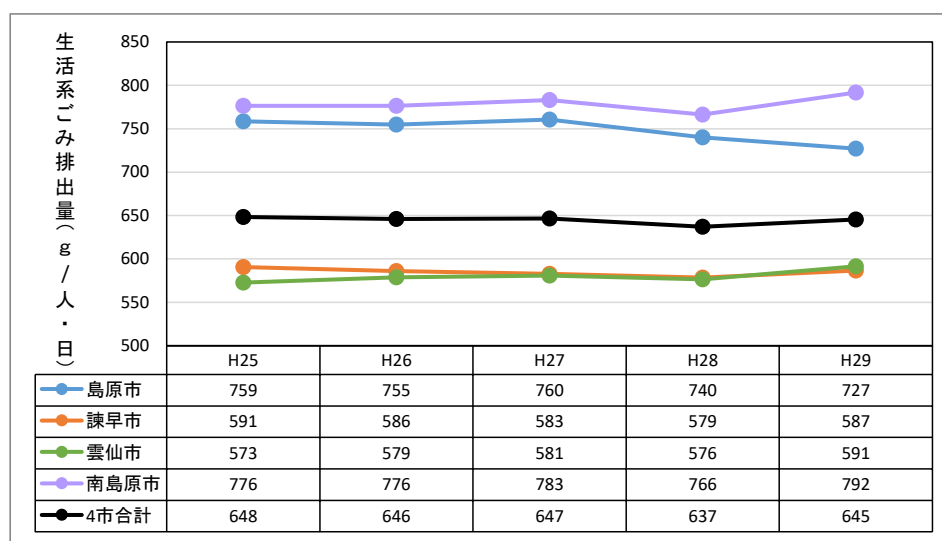


図3-8 生活系ごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移

(4) 事業系ごみ排出量の推移

1) 構成市別排出量

平成 25 年度～平成 29 年度の事業系ごみ排出量の推移を図 3-9 に示す。平成 29 年度の事業系ごみ排出量は 34,357 t/年であり、平成 25 年度の 36,401 t/年から 2,044 t/年（約 5.6%）減量している。平成 29 年度における市別内訳は、島原市が 4 市合計値の 19.6%、諫早市が 56.4%、雲仙市が 16.0%、南島原市が 8.0%となっている。

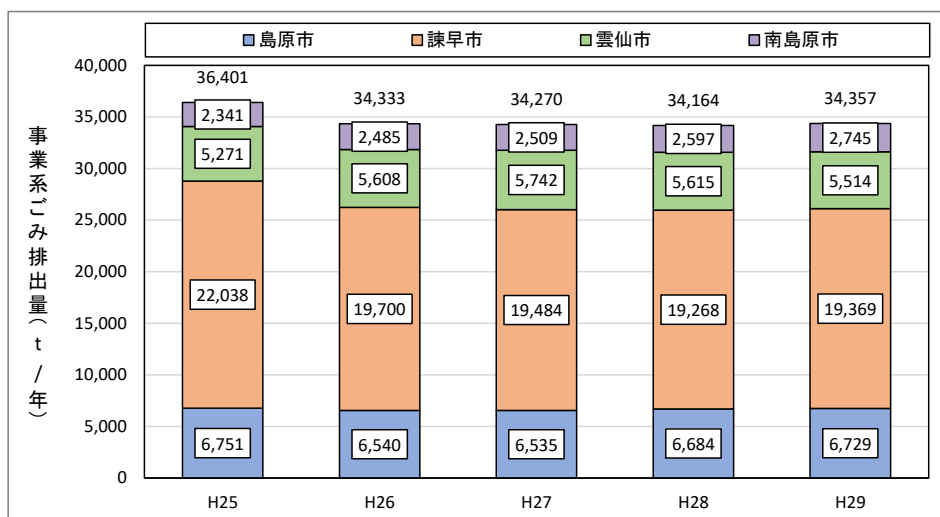


図 3-9 事業系ごみ排出量の推移（構成市別）

2) ごみ区分別排出量

ごみ区分別排出量の推移を図 3-10 に示す。平成 29 年度のごみ区分別排出量を平成 25 年度と比較すると、可燃ごみは 2,086 t/年（約 5.8%）減量、不燃ごみは 42 t/年（約 7.1%）増加している。

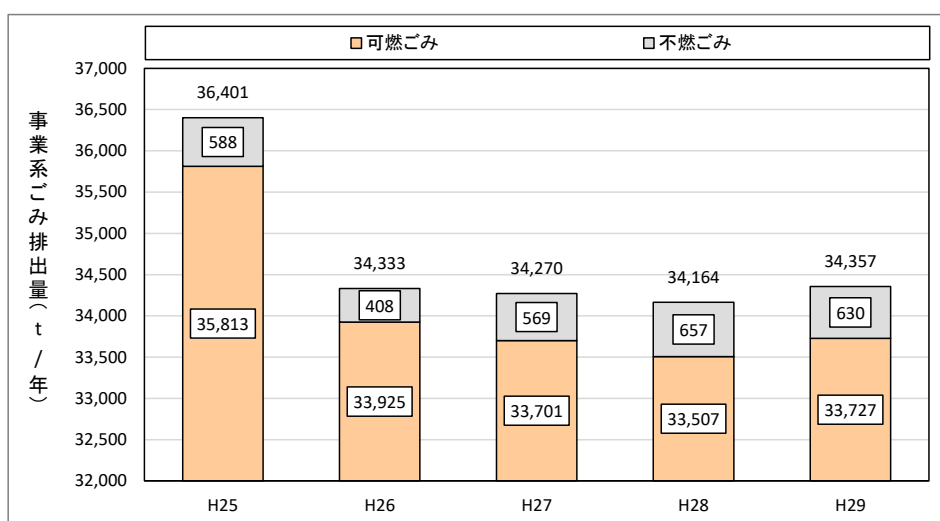


図 3-10 事業系ごみ排出量の推移（ごみ区分別）

(5) 集団回収量の推移

島原市、諫早市、南島原市では、古紙等の集団回収活動に対する助成を行っており、その集団回収量の推移を図 3-11 に示す。平成 29 年度の集団回収量は 2,458 t/年であり、平成 25 年度の 3,241 t/年から 783 t/年（約 24.2%）減量している。平成 29 年度における市別内訳は、島原市が 3 市合計値の 23.7%、諫早市が 69.7%、南島原市が 6.6%となっている。

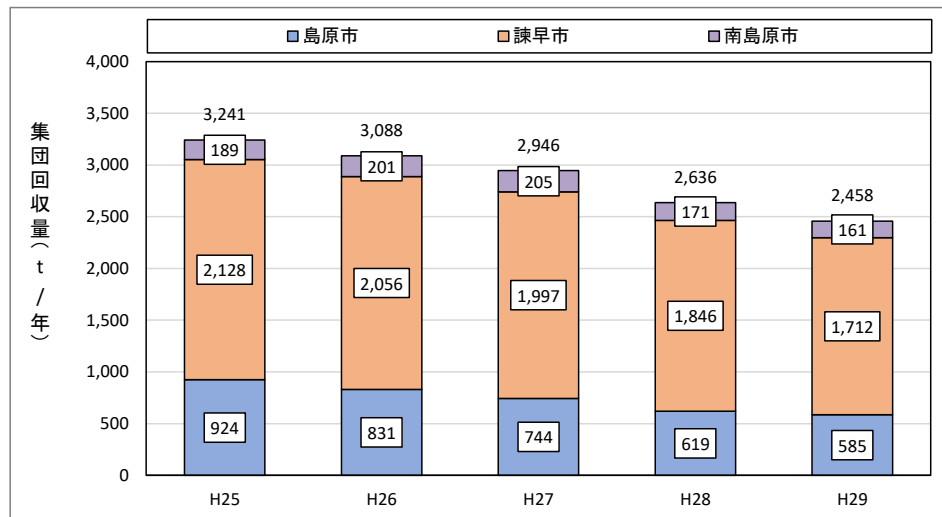


図 3-11 集団回収量の推移（構成市別）

3.1.3 中間処理・処分状況

(1) 焼却（溶融）処理量

構成市から排出された可燃ごみ等は県央県南クリーンセンター及び南島原市南有馬衛生センターにおいてそれぞれ焼却・溶融処理されている。焼却・溶融処理量の推移を表 3-15 及び図 3-12 に示す。

焼却（溶融）処理量はいずれの施設においても、主に可燃ごみの減量により処理量も減少傾向にある。市別にみると、島原市及び諫早市は減少傾向であるが、雲仙市と南島原市（深江・布津地区）は横ばいに推移している。

表 3-15 焼却・溶融処理量の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
県央県南クリーンセンター	t/年	83,971	81,437	80,815	79,383	79,722
島原市	t/年	17,453	17,118	17,037	16,740	16,555
諫早市	t/年	49,550	47,080	46,450	45,691	46,037
雲仙市	t/年	13,970	14,305	14,341	14,036	14,076
南島原市(深江・布津地区)	t/年	2,998	2,934	2,987	2,916	3,054
南島原市南有馬クリーンセンター	t/年	12,110	12,006	11,915	11,532	11,743
南島原市(有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津・加津佐地区)	t/年	12,110	12,006	11,915	11,532	11,743
合計	t/年	96,081	93,443	92,730	90,915	91,465

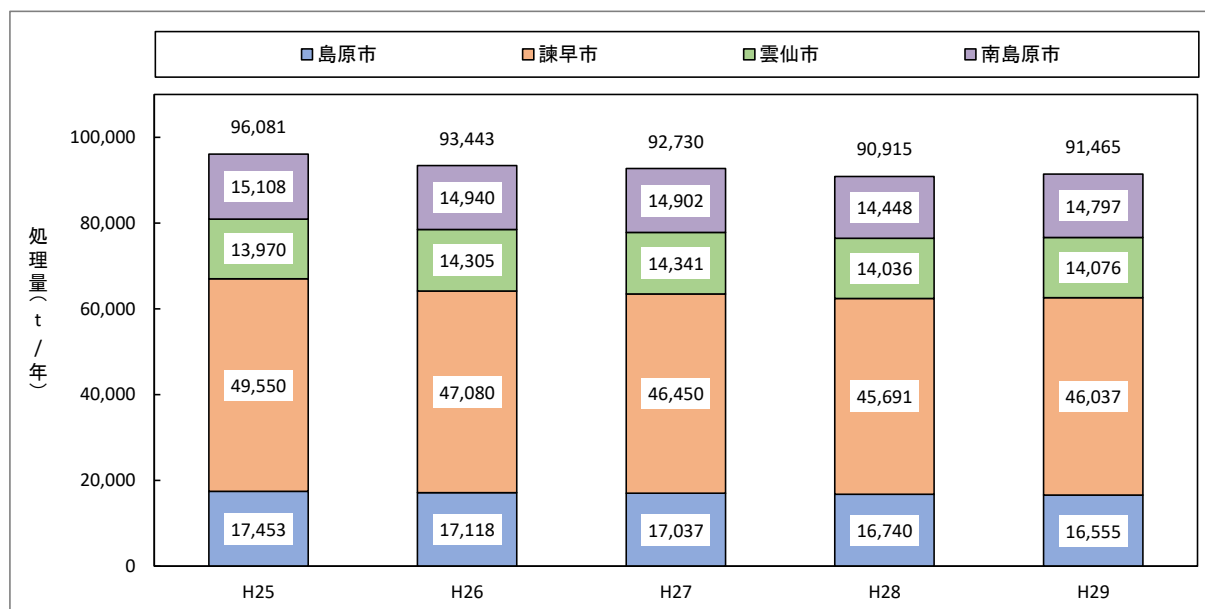


図 3-12 焼却（溶融）処理量の推移

(2) 中間処理量（破碎・選別・圧縮・保管等）

構成市から排出された不燃ごみ、資源ごみ等は県央不燃物再生センター及び島原リサイクルプラントにて処理されている。中間処理量の推移を表 3-16 及び図 3-13 に示す。

中間処理量はいずれの施設においても減少傾向にある。

表 3-16 中間処理量（破碎・選別・圧縮・保管等）の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
県央不燃物再生センター	t/年	3,545	3,341	3,443	3,477	3,454
諫早市	t/年	2,396	2,277	2,346	2,388	2,391
雲仙市	t/年	1,149	1,064	1,097	1,089	1,063
島原リサイクルプラント	t/年	3,880	3,866	3,903	3,828	3,646
島原市	t/年	2,473	2,382	2,452	2,393	2,245
南島原市	t/年	1,407	1,484	1,451	1,435	1,401
合計	t/年	7,425	7,207	7,346	7,305	7,100

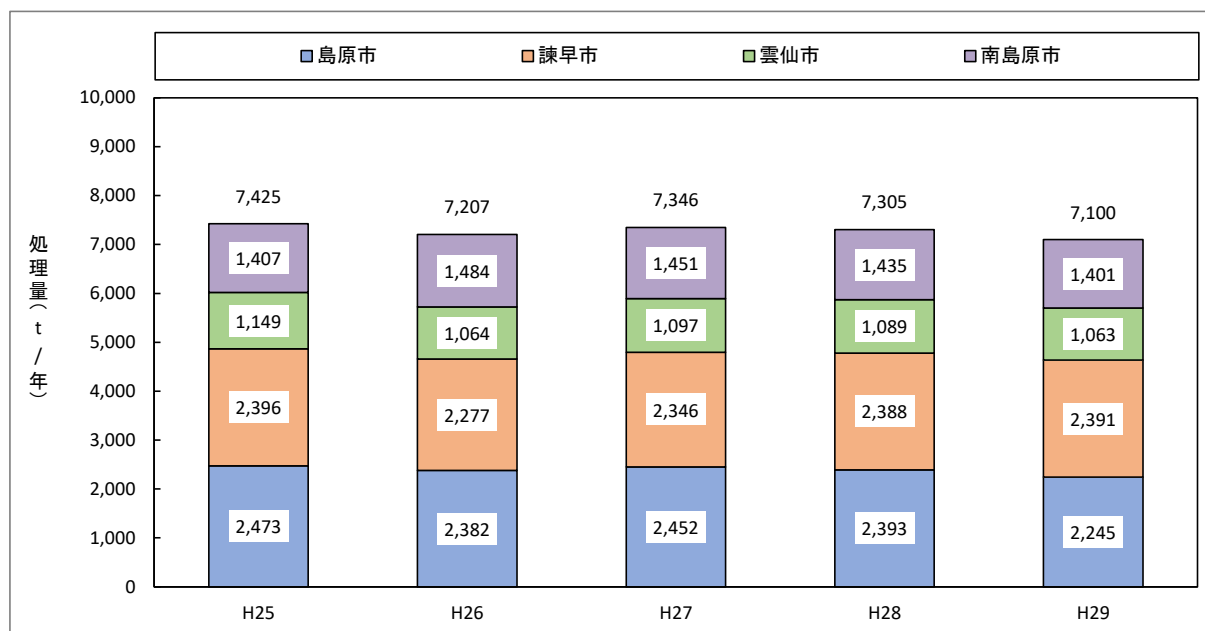


図 3-13 中間処理量（破碎・選別・圧縮・保管等）の推移

(3) 最終処分量

最終処分量の推移を表 3-17 及び図 3-14 に示す。最終処分量は主に中間処理後の不燃残渣が占めており、近年は増加傾向にある。市別にみると、諫早市、雲仙市、南島原市の 3 市は最終処分量が増加傾向にある。

表 3-17 最終処分量の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
不燃残渣等	t/年	1,110	1,234	1,515	1,585	1,434
島原市	t/年	532	510	574	547	513
諫早市	t/年	222	297	445	519	445
雲仙市	t/年	76	102	143	170	133
南島原市	t/年	280	325	353	349	343
直接埋立	t/年	186	83	243	330	290
島原市	t/年	0	0	0	0	0
諫早市	t/年	186	83	243	330	290
雲仙市	t/年	0	0	0	0	0
南島原市	t/年	0	0	0	0	0
合計	t/年	1,296	1,317	1,758	1,915	1,724

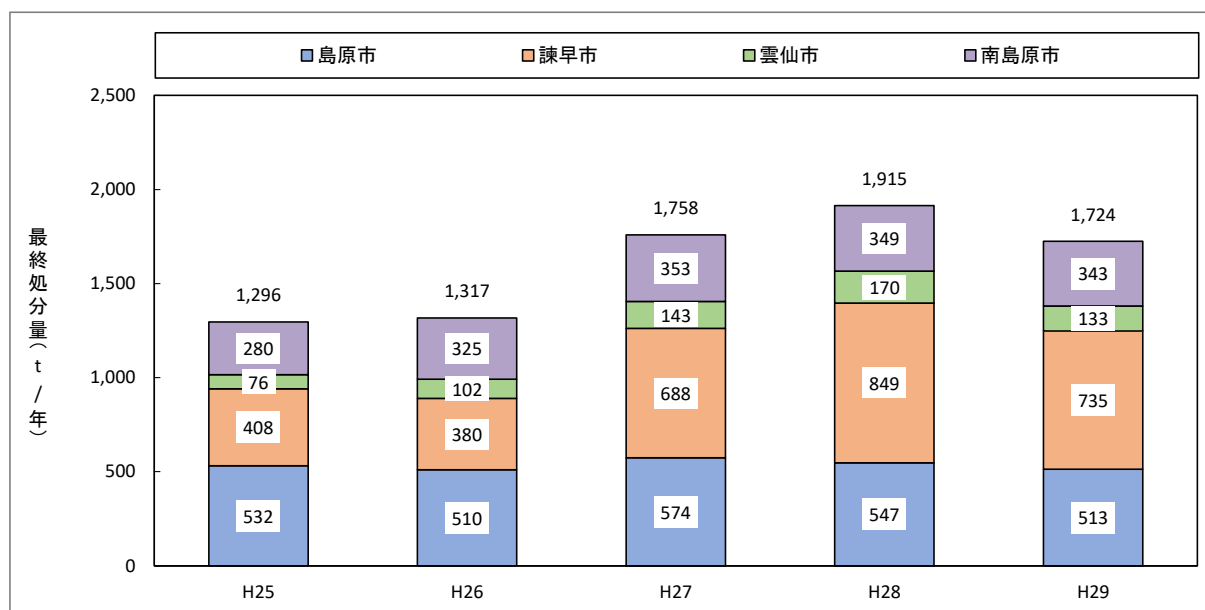


図 3-14 最終処分量の推移

(4) 再資源化量

再資源化量を表 3-18 及び図 3-15 に示す。資源化量は減少傾向を示しており、項目別にみると紙類の減少傾向が著しい。

平成 29 年度における市別の内訳は表 3-19 に示すとおりである。

なお、各市の資源化率（＝再資源化量／総ごみ排出量）は、島原市が 20.0％、諫早市が 16.2％、雲仙市が 14.5％、南島原市が 16.6％である。

表 3-18 再資源化量の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
直接資源化量	t/年	286	267	277	292	289
ペットボトル	t/年	286	267	277	292	289
処理後資源化量	t/年	14,643	14,837	14,440	14,072	14,248
紙類	t/年	997	993	976	992	873
紙パック	t/年	12	10	15	10	9
紙製容器包装	t/年	50	59	58	51	35
金属類	t/年	2,129	2,117	2,088	2,130	2,084
ガラス類	t/年	1,303	1,155	1,176	1,274	1,312
ペットボトル	t/年	266	247	257	272	270
白色トレイ	t/年	4	4	3	3	3
プラスチック製容器包装	t/年	259	255	259	260	250
布類	t/年	26	27	25	23	21
肥料	t/年	147	165	152	100	75
溶融スラグ	t/年	6,152	6,759	6,403	6,322	6,670
山元還元	t/年	268	248	297	288	276
廃食用油	t/年	11	13	11	13	21
その他	t/年	3,019	2,785	2,720	2,334	2,349
集団回収量	t/年	3,241	3,088	2,946	2,636	2,458
紙類	t/年	3,064	2,926	2,782	2,575	2,397
紙パック	t/年	5	3	6	2	7
金属類	t/年	31	31	32	27	25
ガラス類	t/年	114	101	99	9	8
布類	t/年	27	27	27	23	21
合計	t/年	18,170	18,192	17,663	17,000	16,995

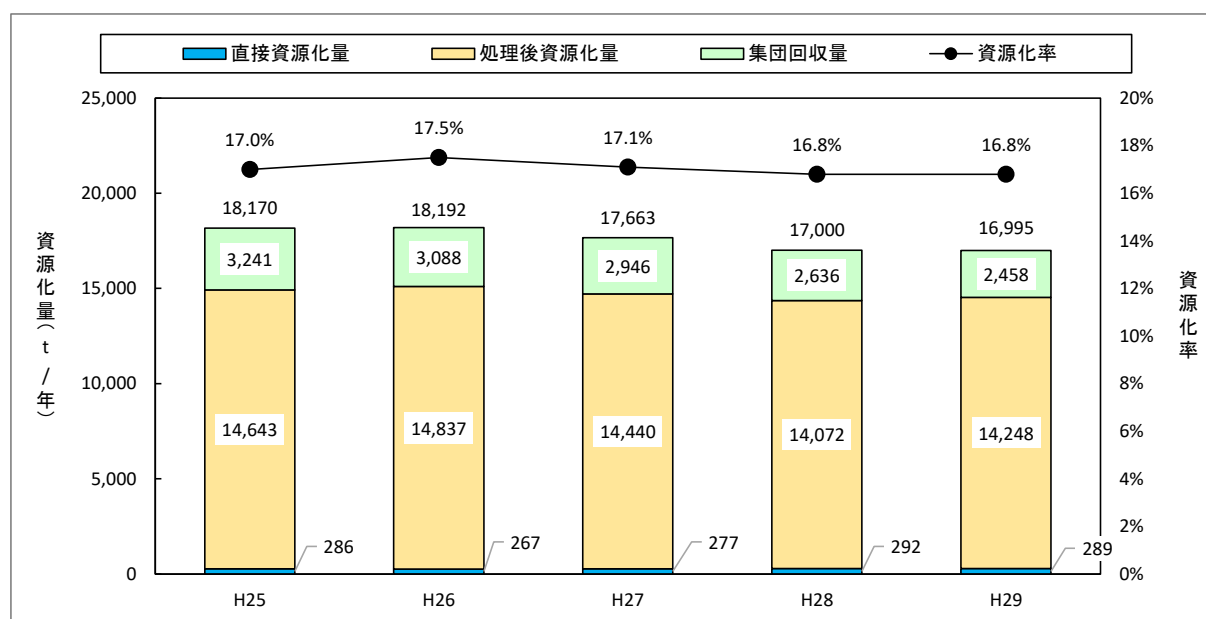


図 3-15 再資源化量の推移

表 3-19 再資源化量の内訳（平成 29 年度）

項目	単位	島原市	諫早市	雲仙市	南島原市	計
直接資源化量	t/年	0	289	0	0	289
ペットボトル	t/年	0	289	0	0	289
処理後資源化量	t/年	3,278	6,218	2,191	2,561	14,248
紙類	t/年	363	25	169	316	873
紙パック	t/年	0	0	2	7	9
紙製容器包装	t/年	15	0	12	8	35
金属類	t/年	635	889	289	271	2,084
ガラス類	t/年	317	360	270	365	1,312
ペットボトル	t/年	157	0	78	35	270
白色トレイ	t/年	0	0	1	2	3
プラチック製容器包装	t/年	219	0	11	20	250
布類	t/年	0	0	11	10	21
肥料	t/年	0	75	0	0	75
熔融スラグ	t/年	1,198	3,334	1,013	1,125	6,670
山元還元	t/年	0	0	0	276	276
廃食用油	t/年	0	0	10	11	21
その他	t/年	374	1,535	325	115	2,349
集団回収量	t/年	585	1,712	0	161	2,458
紙類	t/年	565	1,689	0	143	2,397
紙パック	t/年	0	7	0	0	7
金属類	t/年	15	0	0	10	25
ガラス類	t/年	0	0	0	8	8
布類	t/年	5	16	0	0	21
合計	t/年	3,863	8,219	2,191	2,722	16,995

3.1.4 ごみ処理に係るコスト解析

(1) 構成市のごみ処理及び維持管理費

構成市におけるごみ処理及び維持管理費を集計した結果を表 3-20 及び図 3-16 に示す。

ごみ処理及び維持管理費の全体額は、29.8 億円～32.8 億円（組合分担費を含む）の範囲で推移しており、特に平成 26 年度及び平成 27 年度の費用が高くなっている。

人口 1 人当たりのごみ処理及び維持管理費は 10,390 円/人・年～11,616 円/人・年の範囲で、ごみ 1 t 当たりのごみ処理及び維持管理費は 28,750 円/t から 32,496 円/t の範囲で推移しており、全体額と同様の推移を示している。

表 3-20 構成市のごみ処理及び維持管理費（合計）

項目		単位	H24	H25	H26	H27	H28	
人口		人	287,409	284,926	282,241	279,759	277,204	
ごみ排出量(集団回収は含まない)		t/年	102,091	103,823	100,889	100,473	98,629	
建設・改良費		t/年	316,960	297,613	242,843	249,763	232,143	
処理及び維持管理費	人件費	千円	492,092	459,320	430,616	439,431	418,317	
	処理費	収集運搬費	千円	64,354	63,858	34,966	33,973	29,072
		中間処理費	千円	141,060	153,041	165,450	154,630	142,483
		最終処分費	千円	4,099	3,862	3,297	3,087	2,918
		小計	千円	209,513	220,761	203,713	191,690	174,473
	車両購入費	千円	13,392	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	千円	411,865	444,237	470,102	457,169	462,911
		中間処理費	千円	57,659	56,169	59,338	62,812	62,149
		最終処分費	千円	25,269	26,305	32,969	30,077	29,631
		その他	千円	92,339	95,507	198,661	110,179	101,855
	小計	千円	587,132	622,218	761,070	660,237	656,546	
	(組合分担金)	千円	1,683,957	1,682,577	1,883,056	1,893,729	1,809,624	
	調査研究費	千円	0	0	0	0	0	
	合計		千円	2,986,086	2,984,876	3,278,455	3,185,087	3,058,960
	分担金除く		千円	1,302,129	1,302,299	1,395,399	1,291,358	1,249,336
	人口1人当たりの処理及び維持管理費		円/人・年	10,390	10,476	11,616	11,385	11,035
分担金除く		円/人・年	4,531	4,571	4,944	4,616	4,507	
ごみ1t当たりの処理及び維持管理費		円/t	29,249	28,750	32,496	31,701	31,015	
分担金除く		円/t	12,755	12,543	13,831	12,853	12,667	

※構成市の値は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）より引用。

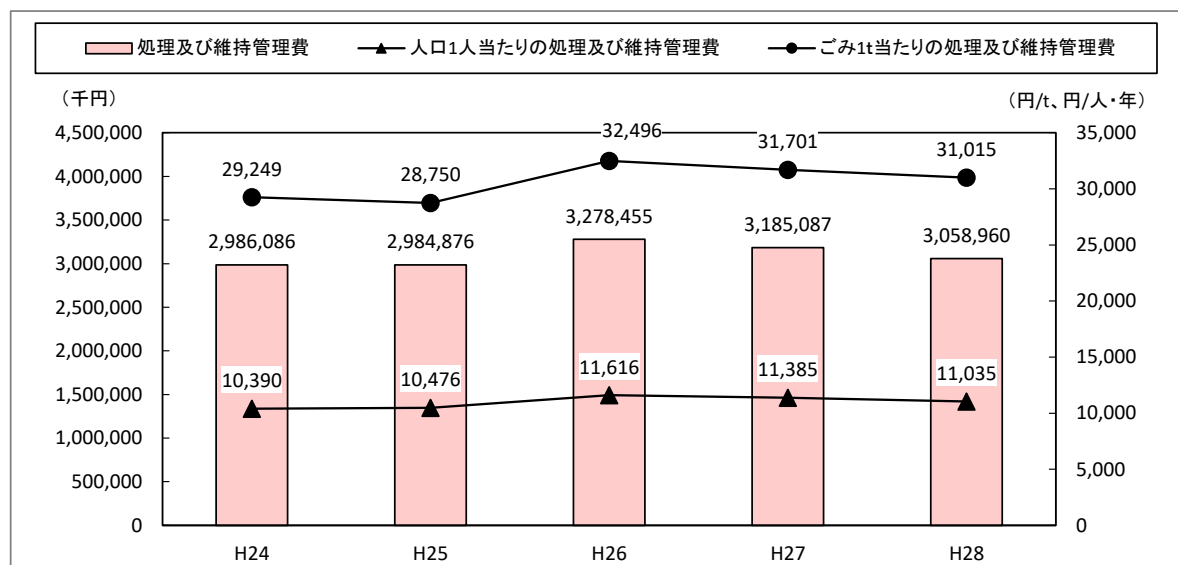


図 3-16 構成市のごみ処理及び維持管理費（合計）

(2) 本組合における処理に係るコスト

本組合におけるごみ処理及び維持管理費を集計した結果を表 3-21 及び図 3-17 に示す。

ごみ処理及び維持管理費の全体額は、13.7 億円～16.4 億円の範囲で推移しており、特に平成 26 年度の費用が高くなっている。

ごみ 1 t 当たりのごみ処理及び維持管理費は 16,650 円/ t から 19,291 円/ t の範囲で推移しており、全体額と同様の推移を示している。

表 3-21 組合のごみ処理及び維持管理費

項目		単位	H24	H25	H26	H27	H28
中間処理量		t/年	81,837	83,813	84,880	82,505	82,132
処理 及び 維持 管理 費	直接人件費	千円	126,057	122,104	126,433	126,386	124,601
	収集運搬費	千円	230,413	223,481	253,267	219,477	253,291
	中間処理費（溶融処理費）	千円	1,050,675	1,139,359	1,257,739	1,137,851	989,645
	最終処分費	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	合計	千円	1,407,145	1,484,944	1,637,439	1,483,714	1,367,537
ごみ1 t 当たりのごみ処理及び維持管理費		円/t	17,194	17,717	19,291	17,983	16,650

※本組合の値は、組合歳出決算（平成 24～28 年度：衛生費）より算出。

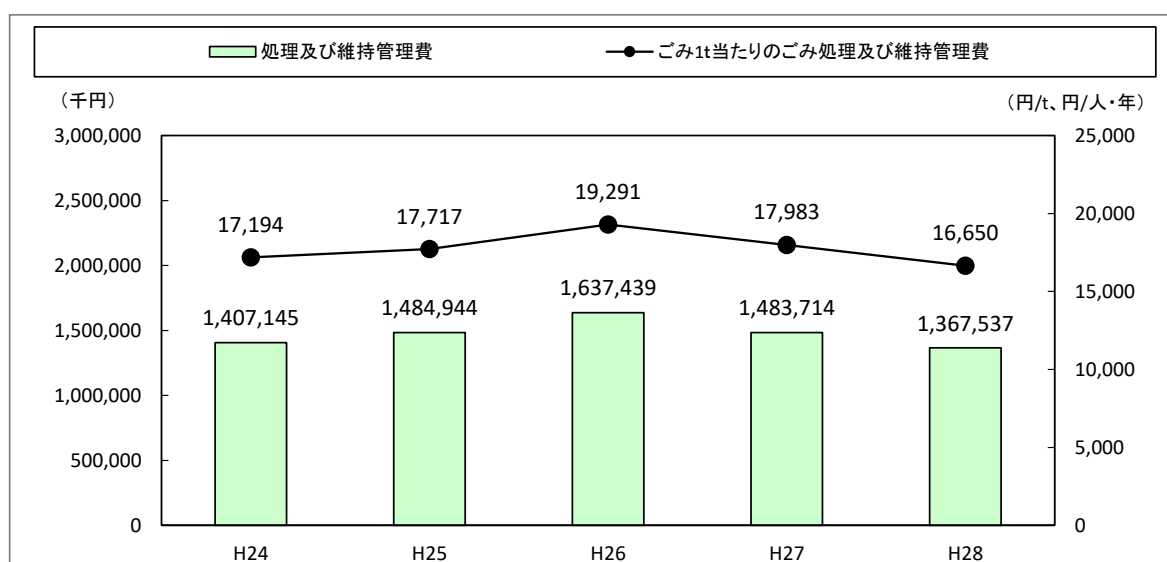


図 3-17 組合のごみ処理及び維持管理費

3.1.5 ごみ処理の評価

(1) 評価項目

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠し、構成市の評価を行う。評価は環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度）」から得られる表 3-22 に示す項目について行う。

表 3-22 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	1 人 1 日当たり 総ごみ排出量	g / 人・日	(年間収集量＋年間直接搬入量 ＋集団回収量) ÷ 計画収集人口 ÷ 365 日(又は 366 日)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの 資源回収率※	t / t	総資源化量 ÷ (年間収集量＋年 間直接搬入量＋集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち 最終処分される 割合	t / t	最終処分量 ÷ (年間収集量＋年 間直接搬入量＋集団回収量)
経済性	費用対効果	1 人当たり 年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用 ÷ 計 画収集人口
		最終処分減量に 要する費用	円/ t	(処理及び維持管理費－最終処 分費－調査研究費) ÷ (総ごみ 排出量－最終処分量)

※ RDF・セメント原料化等を除く

(2) 比較対象

表 3-22 で示した各項目について、他都市と比較を行い、構成市の状況进行评估する。比較対象は、各市と都市類型が同じ全国の市（類似自治体）とする。なお、構成市の都市類型は表 3-23 に示すとおりである。

表 3-23 都市類型

構成市	都市形態	人口区分	産業構造（人口比率）
島原市	都市	I 人口 5 万人未満	1 二次・三次産業 95%未満、 三次産業 55%以上
諫早市	都市	III 人口 10 万人以上 15 万人未満	1 二次・三次産業 95%未満、 三次産業 55%以上
雲仙市	都市	I 人口 5 万人未満	0 二次・三次産業 95%未満、 三次産業 55%未満
南島原市	都市	I 人口 5 万人未満	0 二次・三次産業 95%未満、 三次産業 55%未満

(3) 分析結果

1) 島原市

島原市と都市類型が同じ都市（173 市）との比較を図 3-18 及び表 3-24 に示す。

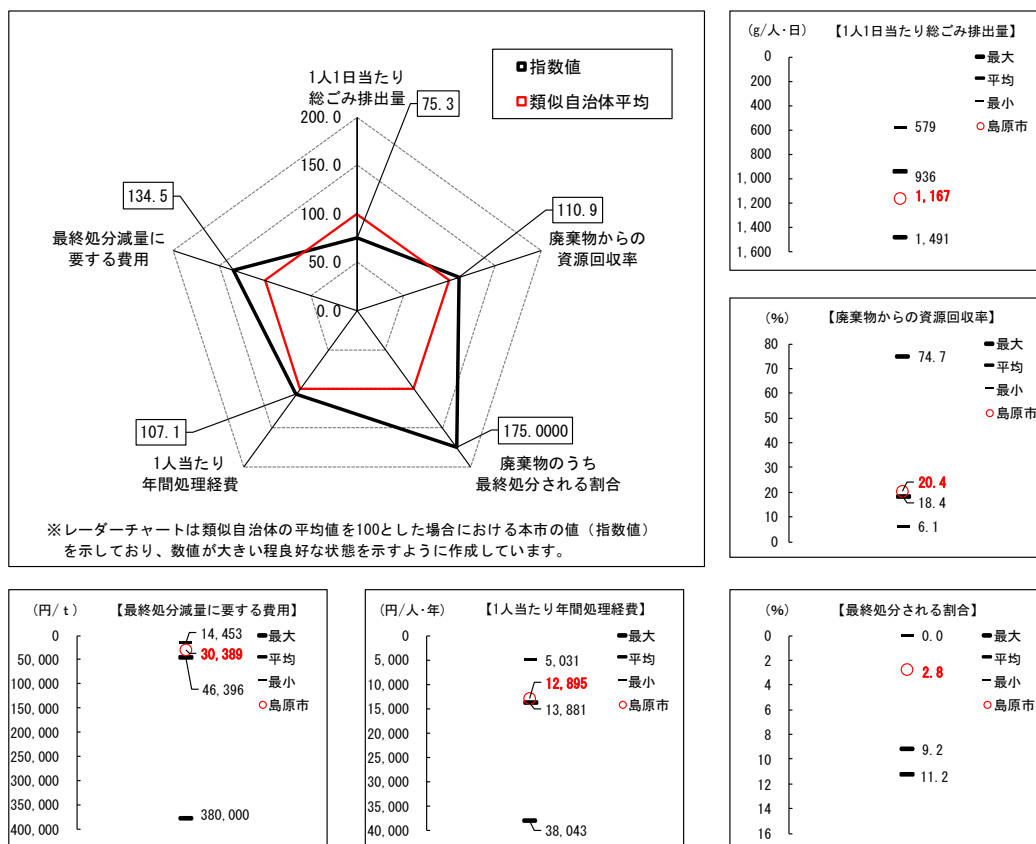


図 3-18 島原市と類似都市の比較

表 3-24 島原市の分析結果（平成 28 年度実績より同類型都市との比較）

比較項目	類似自治体平均値との比較	評価※1
1 人 1 日当たり総ごみ排出量 〔g/人・日〕	1,167 > 936（平均）	1 人 1 日のごみ量が多い
廃棄物からの資源回収率 （資源化率）〔%〕	20.4 > 18.4（平均）	資源化率が高い
廃棄物のうち最終処分される割合 〔%〕 ※2	2.8 < 9.2（平均）	最終処分率が低い
1 人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	12,895 < 13,881（平均）	1 人当たりの処理経費が安い
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	30,389 < 46,396（平均）	最終処分減量経費が安い

※1 青字…平均より優れている項目、赤字…平均より劣っている項目

※2 RDF・セメント原料化等を除く

2) 諫早市

諫早市と都市類型が同じ都市（23 市）との比較を図 3-19 及び表 3-25 に示す。

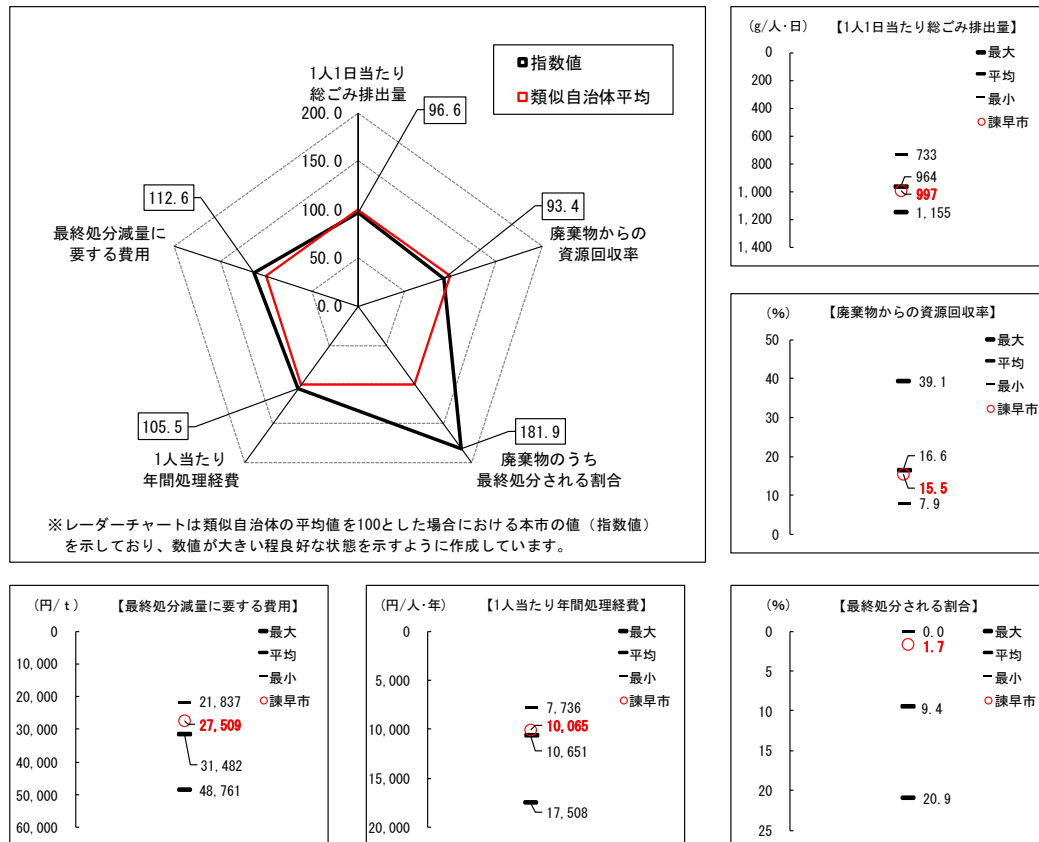


図 3-19 諫早市と類似都市の比較

表 3-25 諫早市の分析結果（平成 28 年度実績より同類型都市との比較）

比較項目	類似自治体平均値との比較	評価※1
1 人 1 日当たり総ごみ排出量 〔g/人・日〕	997 > 964 (平均)	1 人 1 日のごみ量が多い
廃棄物からの資源回収率 (資源化率) 〔%〕	15.5 < 16.6 (平均)	資源化率が低い
廃棄物のうち最終処分される 割合 〔%〕 ※2	1.7 < 9.4 (平均)	最終処分率が低い
1 人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	10,065 < 10,651 (平均)	1 人当たりの処理経費が安い
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	27,509 < 31,482 (平均)	最終処分減量経費が安い

※1 青字…平均より優れている項目、赤字…平均より劣っている項目

※2 RDF・セメント原料化等を除く

3) 雲仙市

雲仙市と都市類型が同じ都市（43 市）との比較を図 3-20 及び表 3-26 に示す。

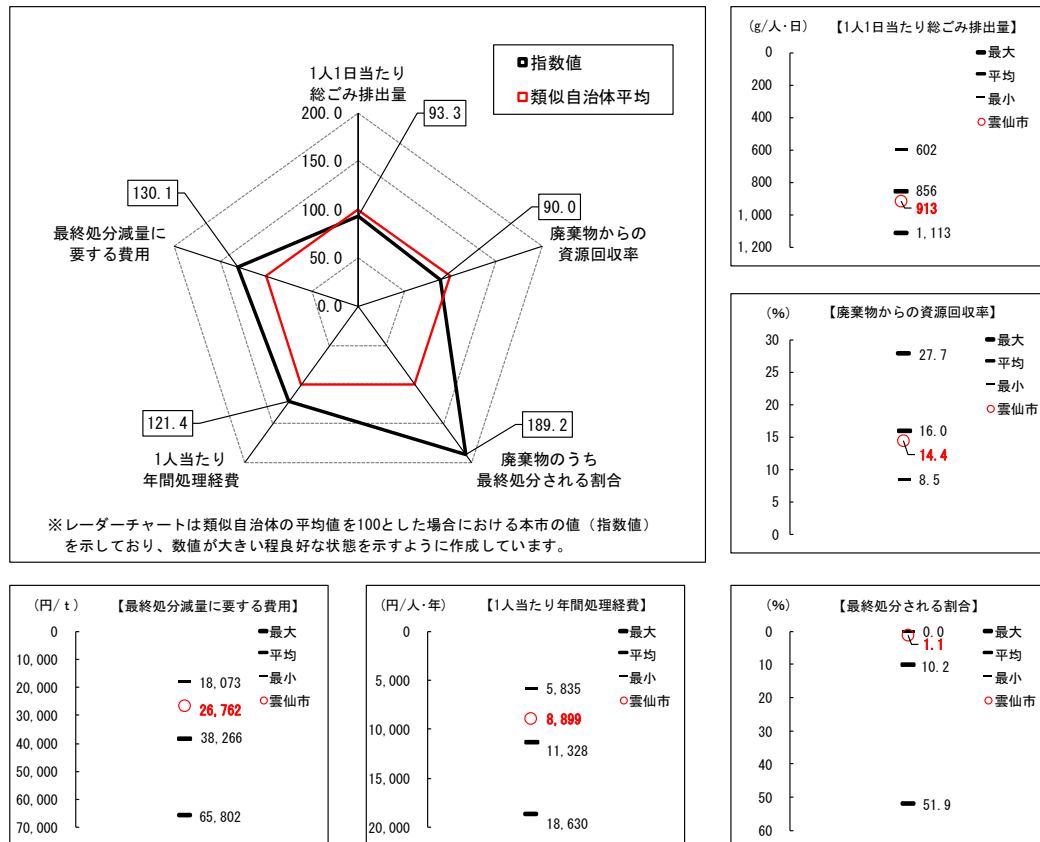


図 3-20 雲仙市と類似都市の比較

表 3-26 雲仙市の分析結果（平成 28 年度実績より同類型都市との比較）

比較項目	類似自治体平均値との比較	評価※1
1 人 1 日当たり総ごみ排出量 〔g/人・日〕	913 > 856（平均）	1 人 1 日のごみ量が多い
廃棄物からの資源回収率 （資源化率）〔%〕	14.4 < 16.0（平均）	資源化率が低い
廃棄物のうち最終処分される 割合 〔%〕 ※2	1.1 < 10.2（平均）	最終処分率が低い
1 人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	8,899 < 11,328（平均）	1 人当たりの処理経費が安い
最終処分減量に要する費用 〔円/ t〕	26,762 < 38,266（平均）	最終処分減量経費が安い

※1 青字…平均より優れている項目、赤字…平均より劣っている項目

※2 RDF・セメント原料化等を除く

4) 南島原市

南島原市と都市類型が同じ都市（43 市）との比較を図 3-21 及び表 3-27 に示す。

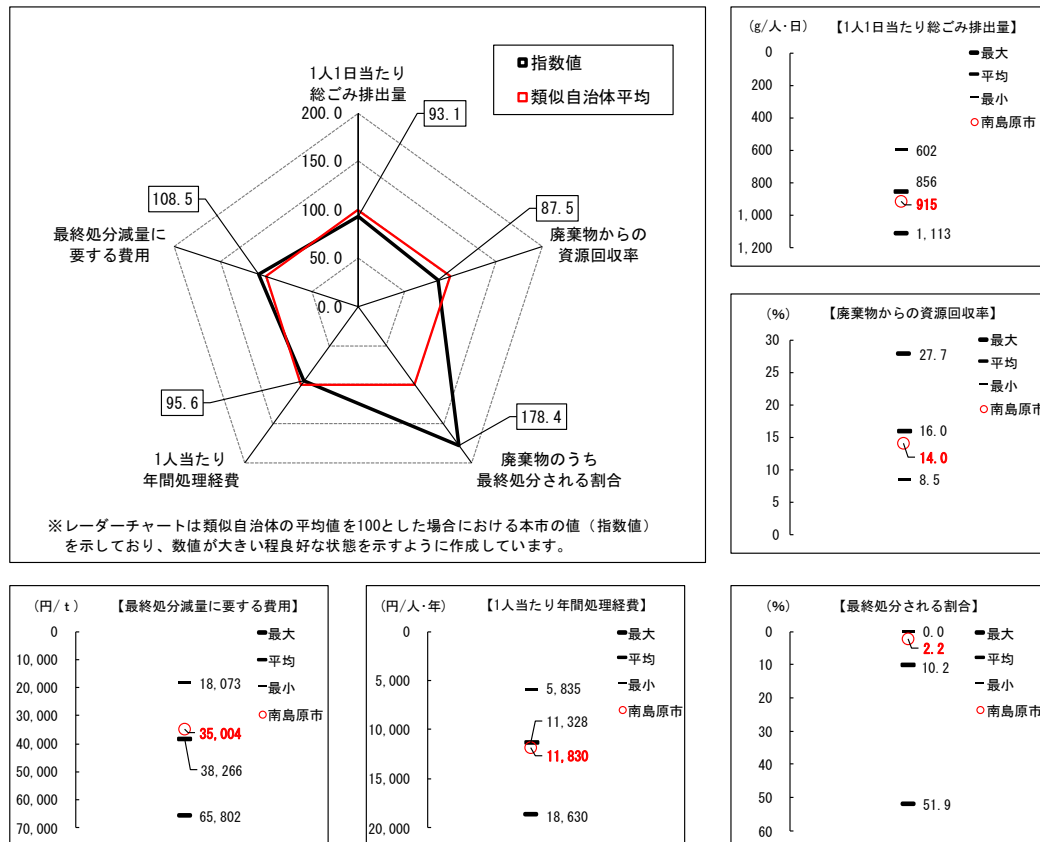


図 3-21 南島原市と類似都市の比較

表 3-27 南島原市の分析結果（平成 28 年度実績より同類型都市との比較）

比較項目	類似自治体平均値との比較	評価※1
1 人 1 日当たり総ごみ排出量 〔g/人・日〕	915 > 856（平均）	1 人 1 日のごみ量が多い
廃棄物からの資源回収率 （資源化率）〔%〕	14.0 < 16.0（平均）	資源化率が低い
廃棄物のうち最終処分される 割合 〔%〕 ※2	2.2 < 10.2（平均）	最終処分率が低い
1 人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	11,830 > 11,328（平均）	1 人当たりの処理経費が高い
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	35,004 < 38,266（平均）	最終処分減量経費が安い

※1 青字…平均より優れている項目、赤字…平均より劣っている項目

※2 RDF・セメント原料化等を除く

3.2 ごみ処理の課題

本組合におけるごみ処理の課題を以下に示す。

3.2.1 排出抑制

構成市における総ごみ排出量は、全体的に減少傾向にあるものの、1人1日当たり排出量ごみ処理はほぼ横ばいで推移している（平成25年度：1,029g/人・日→平成29年度：1,013g/人・日）。

生活系ごみ排出量についても総ごみ排出量と同様に、1人1日当たり排出量がほぼ横ばいで推移している（平成25年度：648g/人・日→平成29年度：645g/人・日）。

事業系ごみ排出量は平成26年度に大幅に減量した以降は横ばいで推移している。

ごみの種類別にみると、資源ごみの減量率が他のごみに比べて高く、また、集団回収量も一律に減少傾向を示しており、分別排出の意識が徐々に薄れている可能性が考えられる。

以上のことから、今後も構成市を主体にごみ排出量に関しては、より一層の排出抑制に関する取り組みを強化するとともに、可燃ごみには資源化可能な紙類等が含まれているため、分別排出方法の見直し、周知の徹底による資源ごみ回収率の向上に努める必要があると考えられる。

3.2.2 収集・運搬

各市のごみの収集・運搬及び、中継施設から処理施設への搬送は、構成市及び本組合の連携により適正に実施されている。

しかし、本組合の県央県南クリーンセンターは、今後メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成32年度を迎えることから、以降のごみ処理体制に応じて収集・運搬方法の適正化を図る必要がある。

3.2.3 中間処理

本組合の処理施設である県央県南クリーンセンターは、メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成32年度以降も可燃ごみ等の安定的な処理を継続していく必要がある。

3.2.4 最終処分

埋立物は不燃ごみと資源ごみの処理から発生する残渣であり、諫早市一般廃棄物最終処分場や島原地域広域市町村圏組合不燃性廃棄物最終処分場で最終処分されている。

県央県南クリーンセンターにおいては最終処分の対象となる残渣は発生しないものの、今後の施設のあり方や処理体制を検討するにあたって、焼却（熔融）残渣の有効な利用方法、最終処分先を含めた総合的な検討をする必要がある。

第4章 基本方針

4.1 基本方針

循環型社会形成推進基本法にある「循環型社会」を構成するために、これまで市民、事業者、行政が一体となって 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを推進してきた。

本組合は、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（現状の処理区域は深江・布津地区）の 4 市で構成され、県央県南クリーンセンター、東部・西部リレーセンターの稼動に伴い、平成 17 年 4 月より広域処理を開始し、構成市の可燃ごみを県央県南クリーンセンターで適正に処理するとともに施設内での資源回収や熱エネルギーの有効利用に取り組んでいる。

県央県南クリーンセンターは、メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成 32 年度以降も安定的な処理を継続していく必要があり、本組合では今後の施設のあり方や処理体制の検討も併行して進めている状況である。

構成市においては、一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの発生・排出抑制や資源の分別収集に取り組んでおり、総ごみ排出量は全体的に減少傾向にあるものの、近年の 1 人 1 日当たりごみ総排出量の減量は、ほぼ横ばいで推移していることから、更なる取り組みが必要となる。

このような状況を踏まえ、安定的・効率的なごみ処理を継続するために、以下の 3 つの基本方針を定める。この基本方針に沿って、市民、事業者、行政が一体となって、ごみになるべく出さないライフスタイル（排出抑制）を進めながら、構成市と連携しごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、安定的かつ継続的なごみ処理事業を目指すものとする。

基本方針 1：ごみの減量化と資源化の推進に向けた連携

本組合は、構成市のごみ処理事業と連携し、ごみの減量化と資源化を推進する。

基本方針 2：安定的・効率的なごみ処理事業の推進

構成市と連携したごみの減量化と資源化の推進により、焼却（熔融）処理量の削減を図るとともに、安定的・効率的なごみ処理事業の推進を実践する。

基本方針 3：計画的な施設維持管理・整備の推進

本組合施設である県央県南クリーンセンターや東部・西部リレーセンターの適正な維持管理を行うとともに、今後の施設のあり方及び南島原市全域の可燃ごみ処理を見据えた処理体制を検討し、環境への負荷や経済性を考慮した計画的な施設整備を推進する。

4.2 数値目標

基本方針に基づき、本組合におけるごみの減量化、資源化率及び最終処分量に係る目標値については、平成45年度を目標年度として、県・国の目標を踏まえ、以下のとおり定める。

◆排出抑制目標

平成45年度を目標として、

- ・1人1日あたりのごみ排出量を **850 g/人・日以下** とする。
- ・1人1日あたりの家庭系ごみ排出量※を **440 g/人・日以下** とする。
- ・事業系ごみ排出量を平成28年度の実績値から **約15%削減** する。

※家庭系ごみ排出量…生活系ごみ排出量から、収集・直接搬入資源ごみ、集団回収ごみを除いたごみ排出量

◆資源化目標

平成45年度を目標として、資源化率を **21%以上** とする。

◆最終処分目標

平成45年度を目標として、最終処分量を現況より **14%削減** する。

なお、中間目標年度及び最終目標年度における具体的な数値目標は以下に示すとおりである。

《本組合のごみ減量等の目標値》

区分	実績値 (平成29年度)	中間目標年度 (平成35年度)	中間目標年度 (平成40年度)	目標年度 (平成45年度)
1人1日あたりのごみ排出量 (H29比 減量化率)	1,013(g/人・日) (一)	961(g/人・日) ▲ 5.2%	904(g/人・日) ▲ 10.8%	849(g/人・日) ▲ 16.2%
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	613(g/人・日) (一)	554(g/人・日) ▲ 9.6%	497(g/人・日) ▲ 18.9%	440(g/人・日) ▲ 28.2%
事業系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	34,357(t/年) (一)	32,519(t/年) ▲ 5.3%	30,736(t/年) ▲ 10.5%	29,038(t/年) ▲ 15.5%
資源化率	16.8%	18.0%	19.5%	21.2%
最終処分量 (H29比 減量化率)	1,724(t/年) (一)	1,572(t/年) ▲ 8.8%	1,447(t/年) ▲ 16.1%	1,327(t/年) ▲ 23.0%

《島原市のごみ減量等の目標値》

区分	実績値 (平成29年度)	中間目標年度 (平成35年度)	中間目標年度 (平成40年度)	目標年度 (平成45年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (H29比 減量化率)	1,169(g/人・日) (一)	1,103(g/人・日) ▲ 5.6%	1,035(g/人・日) ▲ 11.4%	968(g/人・日) ▲ 17.2%
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	649(g/人・日) (一)	577(g/人・日) ▲ 11.1%	509(g/人・日) ▲ 21.6%	440(g/人・日) ▲ 32.2%
事業系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	6,729(t/年) (一)	6,397(t/年) ▲ 4.9%	6,031(t/年) ▲ 10.4%	5,681(t/年) ▲ 15.6%
資源化率	20.0%	21.0%	22.6%	24.6%
最終処分量 (H29比 減量化率)	513(t/年) (一)	473(t/年) ▲ 7.8%	444(t/年) ▲ 13.5%	416(t/年) ▲ 18.9%

《諫早市のごみ減量等の目標値》

区分	実績値 (平成29年度)	中間目標年度 (平成35年度)	中間目標年度 (平成40年度)	目標年度 (平成45年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (H29比 減量化率)	1,006(g/人・日) (一)	950(g/人・日) ▲ 5.5%	894(g/人・日) ▲ 11.1%	842(g/人・日) ▲ 16.3%
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	579(g/人・日) (一)	533(g/人・日) ▲ 8.1%	486(g/人・日) ▲ 16.1%	440(g/人・日) ▲ 24.0%
事業系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	19,369(t/年) (一)	18,241(t/年) ▲ 5.8%	17,285(t/年) ▲ 10.8%	16,377(t/年) ▲ 15.4%
資源化率	16.2%	17.1%	18.2%	19.6%
最終処分量 (H29比 減量化率)	735(t/年) (一)	676(t/年) ▲ 8.0%	622(t/年) ▲ 15.4%	566(t/年) ▲ 23.0%

《雲仙市のごみ減量等の目標値》

区分	実績値 (平成29年度)	中間目標年度 (平成35年度)	中間目標年度 (平成40年度)	目標年度 (平成45年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (H29比 減量化率)	933(g/人・日) (一)	920(g/人・日) ▲ 1.3%	893(g/人・日) ▲ 4.2%	864(g/人・日) ▲ 7.4%
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	551(g/人・日) (一)	515(g/人・日) ▲ 6.5%	477(g/人・日) ▲ 13.3%	440(g/人・日) ▲ 20.1%
事業系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	5,514(t/年) (一)	5,284(t/年) ▲ 4.2%	5,021(t/年) ▲ 8.9%	4,773(t/年) ▲ 13.4%
資源化率	14.5%	15.8%	16.9%	18.0%
最終処分量 (H29比 減量化率)	133(t/年) (一)	129(t/年) ▲ 3.0%	121(t/年) ▲ 9.0%	113(t/年) ▲ 15.0%

《南島原市のごみ減量等の目標値》

区分	実績値 (平成29年度)	中間目標年度 (平成35年度)	中間目標年度 (平成40年度)	目標年度 (平成45年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (H29比 減量化率)	963(g/人・日) (一)	891(g/人・日) ▲ 7.4%	812(g/人・日) ▲ 15.6%	732(g/人・日) ▲ 24.0%
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	737(g/人・日) (一)	638(g/人・日) ▲ 13.4%	539(g/人・日) ▲ 26.8%	440(g/人・日) ▲ 40.3%
事業系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	2,745(t/年) (一)	2,597(t/年) ▲ 5.4%	2,399(t/年) ▲ 12.6%	2,207(t/年) ▲ 19.6%
資源化率	16.6%	19.3%	22.5%	26.6%
最終処分量 (H29比 減量化率)	343(t/年) (一)	294(t/年) ▲ 14.3%	260(t/年) ▲ 24.2%	232(t/年) ▲ 32.4%

第5章 ごみ処理基本計画

5.1 計画収集人口

構成市の計画収集人口を図 5-1 に示す。将来人口は各市のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンにおいて示されている将来予測値を採用した。

各市とも人口は今後も減少傾向にあり、平成 29 年度に 274,053 人であった人口は、中間目標年次の平成 35 年度には 262,185 人（11,868 人減、4.3%減）、平成 40 年度には 257,089 人（16,964 人減、約 6.2%減）、計画目標年次の平成 45 年度には 251,520 人（22,533 人減、約 8.2%減）になると予測される。構成市別の計画収集人口の推移は表 5-1 に示すとおりである。

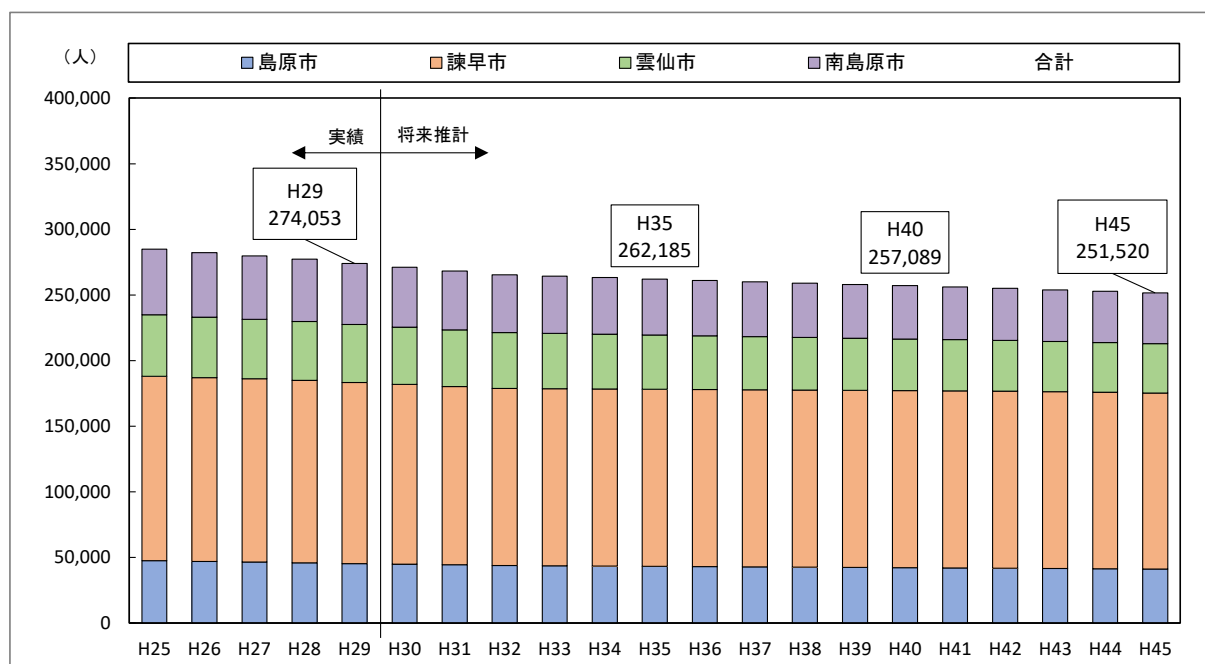


図 5-1 計画収集人口の将来推計

表 5-1 構成市別の計画収集人口の推移

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	45,385人	43,247人	42,220人	41,238人
諫早市	137,836人	135,000人	135,000人	134,100人
雲仙市	44,266人	41,218人	39,269人	37,522人
南島原市	46,566人	42,720人	40,600人	38,660人
合計	274,053人	262,185人	257,089人	251,520人

5.2 ごみ排出量等の予測結果

5.2.1 総ごみ排出量

総ごみ排出量の将来予測を図 5-2 に示す。ごみ排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の総ごみ排出量は、人口の減少に伴い、平成 29 年度の 101,374 t/年から平成 45 年度に 92,623 t/年になると予測される。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量は、平成 29 年度の 1,013 g/人・日に対して、中間目標年次の平成 35 年度で 961 g/人・日（52 g 減、5.1% 減）、平成 40 年度は 904 g/人・日（109 g 減、10.8% 減）、平成 45 年度は 849 g/人・日（164 g 減、16.2% 減）となり、それに伴い総ごみ排出量は平成 35 年度に 92,201 t/年、平成 40 年度に 84,857 t/年、計画目標年次の平成 45 年度には 77,934 t/年となる。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における構成市別のごみ総排出量の推移を表 5-2 に示す。

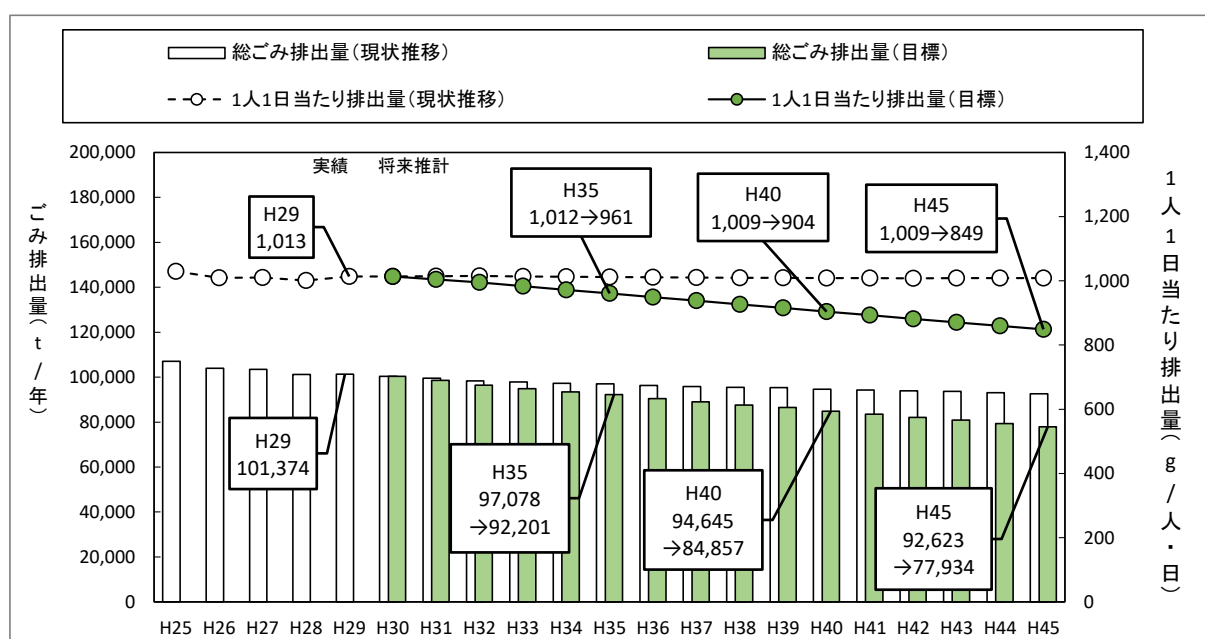


図 5-2 総ごみ排出量の将来推計

表 5-2 構成市別の総ごみ排出量の推移（目標達成時）

構成市	実績	将来推計（目標達成）		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	19,357t/年	17,458t/年	15,954t/年	14,570t/年
諫早市	50,588t/年	46,926t/年	44,069t/年	41,207t/年
雲仙市	15,068t/年	13,880t/年	12,800t/年	11,831t/年
南島原市	16,361t/年	13,937t/年	12,034t/年	10,326t/年
合計	101,374t/年	92,201t/年	84,857t/年	77,934t/年

5.2.2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量（生活系ごみから資源ごみを除いたごみ）の将来予測を図 5-3 に示す。ごみ排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の家庭系ごみ排出量は、平成 29 年度の 61,317 t/年から平成 45 年度に 55,367 t/年になると予測される。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成 29 年度の 613 g/人・日に対して、中間目標年次の平成 35 年度で 554 g/人・日（59 g 減、9.6% 減）、平成 40 年度は 497 g/人・日（116 g 減、18.9% 減）、平成 45 年度は 440 g/人・日（173 g 減、28.2% 減）となり、それに伴い家庭系ごみ排出量は平成 35 年度に 53,199 t/年、平成 40 年度に 46,634 t/年、計画目標年次の平成 45 年度には 40,393 t/年となる。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における構成市別の家庭系ごみ排出量の推移を表 5-3 に示す。

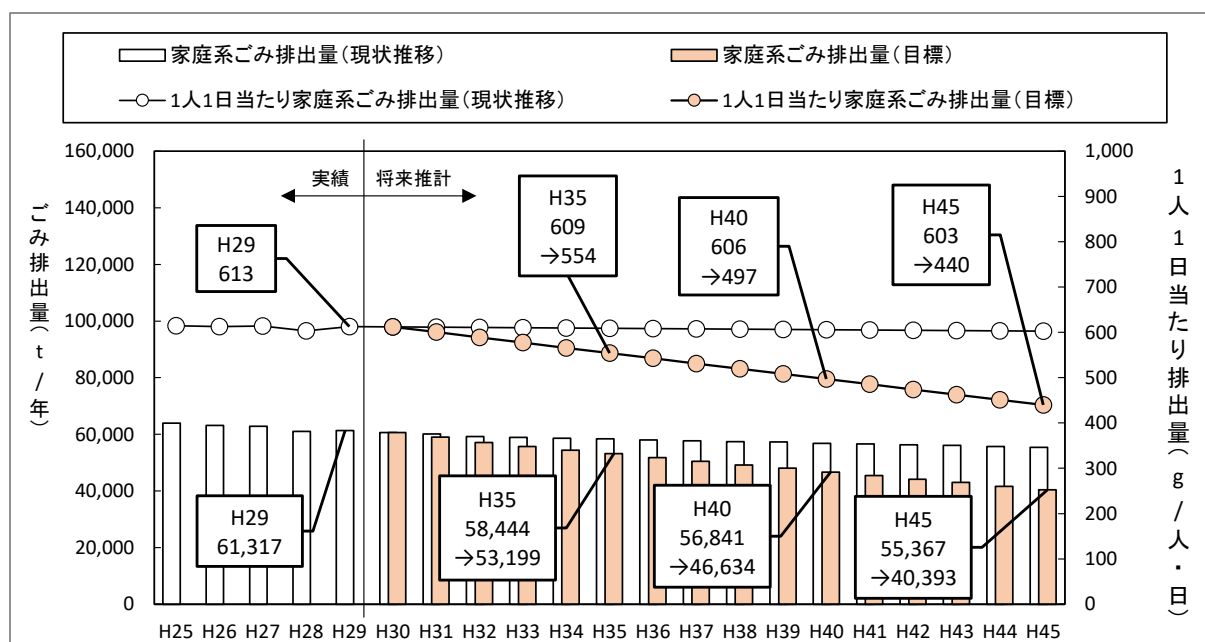


図 5-3 家庭系ごみ排出量の将来推計

表 5-3 構成市別の家庭系ごみ排出量の推移（目標達成時）

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	10,750t/年	9,136t/年	7,837t/年	6,622t/年
諫早市	29,143t/年	26,314t/年	23,962t/年	21,536t/年
雲仙市	8,897t/年	7,768t/年	6,844t/年	6,027t/年
南島原市	12,527t/年	9,981t/年	7,991t/年	6,208t/年
合計	61,317t/年	53,199t/年	46,634t/年	40,393t/年

5.2.3 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測を図 5-4 に示す。ごみ排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の事業系ごみ排出量は、平成 29 年度の 34,357 t/年から、平成 45 年度には 32,536 t/年になると予測される。

減量化等の目標値を達成した場合における事業系ごみ排出量は、平成 29 年度の 34,357 t/年に対して、中間目標年次の平成 35 年度で 32,519 t/年（1,838 t 減、5.3%減）、平成 40 年度で 30,736 t/年（3,621 t 減、10.5%減）となり、計画目標年次の平成 45 年度には 29,038 t/年（5,319 t 減、15.5%減）となる。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合の構成市別のごみ総排出量の将来推計を表 5-4 に示す。

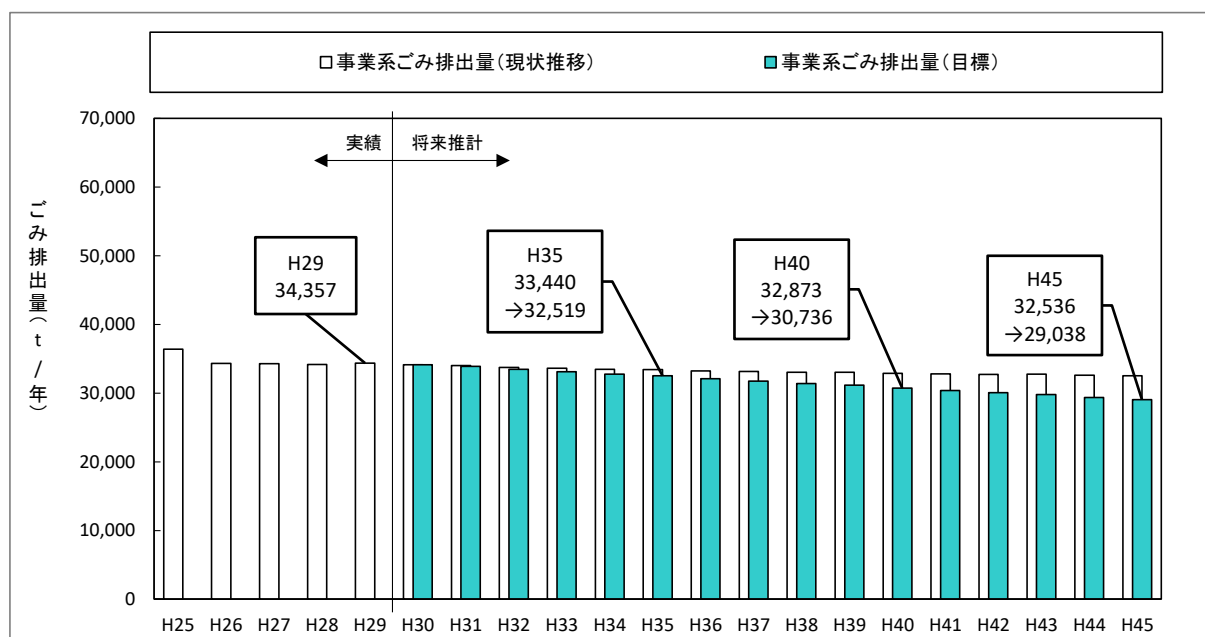


図 5-4 事業系ごみ排出量の将来推計

表 5-4 構成市別の事業系ごみ排出量の推移（目標達成時）

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	6,729t/年	6,397t/年	6,031t/年	5,681t/年
諫早市	19,369t/年	18,241t/年	17,285t/年	16,377t/年
雲仙市	5,514t/年	5,284t/年	5,021t/年	4,773t/年
南島原市	2,745t/年	2,597t/年	2,399t/年	2,207t/年
合計	34,357t/年	32,519t/年	30,736t/年	29,038t/年

5.2.4 資源化率の推計

資源化率の将来予測を図 5-5 に示す。ごみの資源化を促進しなかった場合（現状推移）の資源化率は、平成 29 年度の 16.8% から平成 45 年度には 16.4% になると予測される。

資源化率は可燃ごみ中に多く含まれる資源化可能な紙類等の分別徹底等により、中間目標年次の平成 35 年度で 18.0%（1.2%増）、平成 40 年度で 19.5%（2.7%増）、計画目標年次の平成 45 年度には 21.2%（4.4%増）となる。

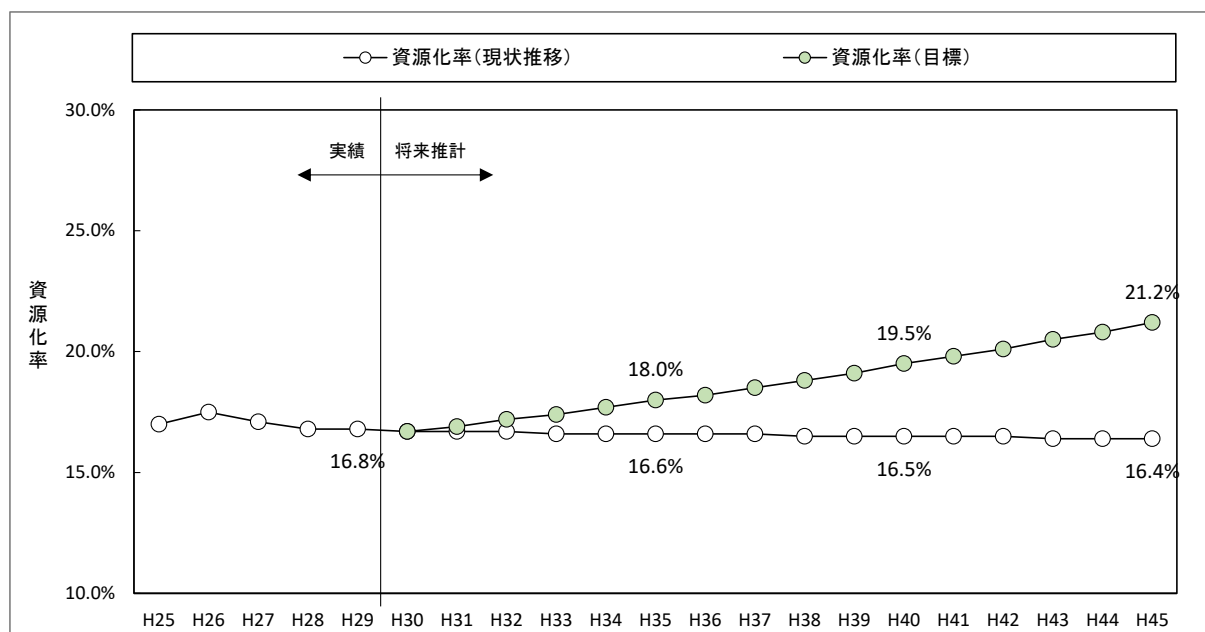


図 5-5 資源化率の将来推計

5.2.5 最終処分量の推計

最終処分量の将来予測を図 5-6 に示す。ごみの排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の最終処分量は、平成 29 年度の 1,724 t/年から平成 45 年度には 1,596 t/年になると予測される。

最終処分量はごみの排出抑制を達成した場合、中間目標年次の平成 35 年度で 1,572 t/年(152 t 減、8.8%減)、平成 40 年度で 1,447 t/年（277 t 減、16.1%減）、計画目標年次の平成 45 年度には 1,327 t/年（397 t 減、23.0%減）となる。

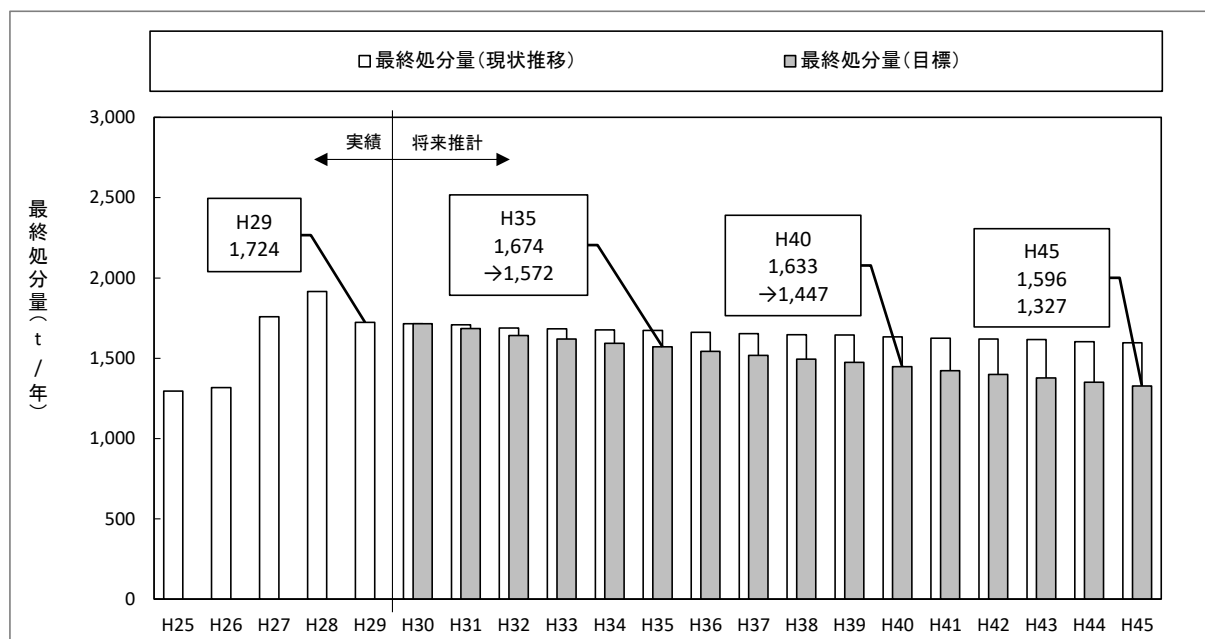


図 5-6 最終処分量の将来推計

5.3 計画の推進

5.3.1 役割分担と取り組み

本計画における施策等を円滑に推進するためには、市民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要となる。

ここでは、各施策を達成するために市民、事業者、行政の役割分担を明確し、以下及び表 5-5 に示す。

市民・事業者・行政の役割

【市民の役割】

- ・ unnecessaryなものを買わない、受け取らないなど日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、買い物袋を持参するなど、ごみを出さないライフスタイルを実践する。
- ・ 商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択する。
- ・ 商品の使用では、故障時の修理を励行し、可能な限り長期間使用する。
- ・ 商品の廃棄では、資源となるものの分別排出に努めるとともに、事業者や行政の行う再資源化に対する取り組みに協力する。
- ・ 3010 運動やエコクッキングの励行により、食品ロスの削減に努める。

【事業者の役割】

- ・ 原材料の選択や製造工程の工夫などによる排出抑制を推進する。
- ・ ごみの再生利用を他の事業者と連携して行うなど、適正な循環的利用を推進する。
- ・ 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行う。
- ・ 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなったものについて極力自主的に引き取り、循環利用を推進する。

【行政の役割】

◆構成市

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったごみ減量化・資源化施策の推進を図り、市民・事業者の取り組みを調整、取りまとめを行う。
- ・ ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施する。
- ・ ごみや資源物の循環利用に係る補助金や助成金などの支援を継続して実施する。
- ・ 排出されたごみの循環利用の適正処理を行う。

◆本組合

- ・ 構成市から排出されるごみを安定して処理するため、施設の適正な維持管理、運営を図るとともに、適正かつ効率的な処理体制の構築に向けた検討を進める。
- ・ ごみの排出や資源化に係る目標値を定め、構成市と共にごみ減量化・資源化の推進を図る。
- ・ 環境教育の一環として、県央県南クリーンセンターの見学会等の実施を継続するとともに、クリーンセンターで発生する余熱を利用した施設の活用により、市民等へ省資源・省エネルギーに関する意識の向上を図る。

表 5-5 市民・事業者・行政の役割分担

項目		市民	事業者	行政	
				構成市	本組合
排出抑制	発生抑制	○	○	○	△
	分別排出	○	○	—	—
	再資源化	△	○	○	△
収集・運搬		—	—	○	△
中継施設		—	—	—	○
中間処理		—	—	○	○
最終処分 等		—	—	○	(○)

【凡例】 ○：主体的に取り組む

△：主取り組み者と連携・協力する

(○)：一部工程において主体的に取り組む

5.4 ごみ処理の計画

5.4.1 排出抑制計画

(1) 基本的な方向

ごみ排出抑制に関する施策については、基本的に構成市が主体となって取り組むこととなるが、本組合としても構成市の取り組みと連携し、現在実施している県央県南クリーンセンターの見学会をはじめとする環境教育・学習や啓発活動を継続して行っていく。

(2) 排出抑制に関する施策

行政が担う排出抑制に関する施策は表 5-6～表 5-9 に示す。

表 5-6 島原市の排出抑制に関する施策

施 策		具体的な内容
環境教育・普及啓発	①資源循環活動の促進・支援	・ごみ回収の新しい仕組みや、資源ごみの活用、様々な主体の連携によるリサイクルの仕組みづくり等、市民が主体となって実施する資源循環活動を促進することでリサイクル先進地を目指す。
	②ごみ排出状況の把握と広報	・市民一人ひとりに正しい分別方法やごみの投げ捨て防止、正しいごみの出し方・ルールを周知し、市民の環境モラル意識を高める。
	③資源物収集の普及啓発	・市民や企業等が取り組むごみ減量・リサイクル活動等を推奨・促進し、ごみ減量化を図るとともにリサイクル率の向上を推進する。
	④グリーン購入の推進	・本市で製品やサービスを購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選んで購入（グリーン購入）することを率先して推進する。
	⑤事業者啓発の推進	・事業者に対して、ごみの発生抑制・再使用の推進、過剰包装の自粛、容器包装の店頭回収の実施について啓発活動を行う。
	⑥ごみ処理有料化の検討	・本市では可燃ごみのみ指定袋を導入している。今後のごみ排出量の推移に注視しつつ、ごみ減量を目的として、可燃ごみの指定袋料金の見直し、その他のごみの指定袋導入についての検討を行う。
助成	⑦生ごみたい肥化容器の購入補助	・生ごみをコンポスト化し、ごみ減量化を目的として、現制度の周知を更に図る。
	⑧ごみ再資源化推進報奨金制度	・市民のごみ問題への社会意識の高揚並びにごみ減量化、及び再資源化を図るため更なる回収量の増加のために周知を行う。
⑨マイバッグ運動		・企業の協力を得て、マイバック持参者へのポイントカード制度やパンフレットの配布など、マイバッグ運動をこれまで以上に展開する。 ・レジ袋の有料化についての検討を継続して行う。

※島原市 一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）における施策。

表 5-7 諫早市の排出抑制に関する施策

施 策	具体的な内容
①効率的な収集・運搬、処理・処分の検討	・現状の収集・運搬、処理・処分体制を維持しつつ、排出状況や施設の状況を踏まえ、より効率的な手法の検討を行う。
②教育・啓発活動の充実	・市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、更にごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ新たな啓発手法の開発に努める。
③ごみ減量化・資源化運動に対する支援	・ごみの減量化や再資源化活動を推進するため、同回収活動を実践する団体や生ごみの自家処理を行う市民に対する助成制度を継続するとともに、家庭、職場、身近なサークル活動や自治会等でごみ問題の勉強を行うボランティア団体の育成等を図る。
④庁用品・公共関与事業における再生品の使用促進等	・事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等においても廃材等の再生品の使用に努める。
⑤多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	・事業系ごみの処理について適切な処理手数料を徴収することにより、減量化対策を行い、事業者に対する減量化計画の策定要請を検討するなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。
⑦リサイクルの場の充実	・ごみ減量化に寄与するフリーマーケット等に必要な情報や場所の提供等を行い、リサイクルの場の充実を図る。

※諫早市 一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）における施策。

表 5-8 雲仙市の排出抑制に関する施策

	施 策	具体的な内容
循環型社会の構築を推進するために必要な施策	①啓発・広報活動の充実	・市のホームページや広報等を通じて、家庭教育や事業活動において発生するごみ量や処理の実態等の情報提供や、過剰包装を断る習慣づけ、買い物の際にマイバックを持参するような4R活動のPRを実施する。 ・住宅の管理者や所有者を通じて指導を行うことで、転入者への意識向上を図るとともに、転入者に対しては「ごみの分け方・出し方ルールブック」を配布し、ルールの周知を図る。
	②環境教育・イベント・キャンペーンの実施	・施設見学会や体験学習を実施し、ごみ処理に関する教育・啓発活動の充実を図るとともに、市民や事業者に対し、ごみ分別や減量、資源化に関する懇談会や学習会を開催することにより、4Rに関する教育・啓発活動の充実を図る。 ・市内の美化活動を促進するとともに、生ごみひとしぼり運動やレジ袋削減キャンペーンなど新規のイベントやキャンペーンを市民、事業者と協働して実施し、4Rに関する興味を促す。
	③コンポスト容器等の導入促進	・コンポスト容器等の使用者の声を市民に伝えるなど、コンポスト容器補助制度のPRによる普及を促進する。
	④ごみ減量店の推進	・使用済製品・容器の回収等、ごみの減量化・資源化への取り組みを行っているごみ減量推進店を市民にPRし、積極的な利用を進める。
	⑤グリーン購入の促進	・リターナブル製品や再生資源を利用した製品、エコマーク付きの商品の利用などグリーン購入を促進する。
	⑥分別の徹底による再生利用の強化	・組成調査を実施することによって可燃ごみや不燃ごみ中に含まれている資源化可能なごみの割合を把握し、その割合を広報することによって分別の徹底を推進する。 ・さらなる再生利用促進のため、資源として分別する品目の追加を検討する。 ・市民に対しては、「ごみの分け方・出し方ルールブック」「雲仙市環境カレンダー〇〇町用」を継続して作成し、分別の指導を行う。 ・事業者に対しては、収集運搬業許可業者を通じ、ごみの搬入時に分別の指導を行う。
	⑦環境監視員等の制度の強化	・環境監視員制度の充実を図るとともに、毎年の目標を定め、市民と協働してストックハウスの管理や不法投棄ごみの監視などに取り組む。
	⑧多量排出事業者への減量、資源化への指導	・事業系ごみの減量及び適正処理を図るために、県央県南広域環境組合と協力して多量排出業者に対するごみ搬入検査を強化するとともに、ごみの排出抑制、分別の徹底及び適正な排出を指導する。
	⑨保健環境連合会等と連携した地域ネットワークの強化	・地域団体が行うごみの発生抑制や減量化・資源化に関する活動を支援し、団体間や団体と行政との連携を深める。 ・地域団体と行政が協働できる場の育成を図る。

※雲仙市 一般廃棄物処理基本計画（平成30年1月）における施策。

表 5-9 南島原市の排出抑制に関する施策

施 策		具体的な内容
①3Rの推進に向けた率先行動		・コピー用紙の両面使用などを行い、庁舎内での紙ごみの発生量を削減する。 ・事務用品、トイレトペーパーなどの消耗品などについては、グリーン購入を市が率先して行い、庁舎内でのリサイクル商品の利用を推進する。
②教育・啓発活動の充実		・学校や地域社会の場における副読本等を活用した学習会、ごみ処理施設の見学会の実施などを行い、ごみの3Rに関する教育、啓発活動の充実を図る。 ・市民、事業者に対して、広報紙等を活用し、ごみの排出量や資源化の現状及びごみ処理経費の現状などに関する情報提供を行う。 ・一般廃棄物の多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行う。
③循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開		・効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。 ・生ごみ処理機器の購入や集団回収に対する助成等、市民・地域の取組みに対する助成を必要に応じて行う。 ・ごみ処理負担の公平化、排出抑制策として、ごみ処理手数料の見直しに関する検討を行う。
協働取組	④市民・事業者・行政の協働取組	・簡易包装の協力店や商店街等との地域協定・優良店表彰制度等の導入を行い、市内小売店での包装の簡易化を推進する。 ・リサイクル協力店（食品トレー、牛乳パックなどの店頭回収）の拡大を図り、ごみの発生抑制・リサイクルを推進する。

※南島原市 一般廃棄物処理基本計画（見直し版）（平成 27 年 9 月）における施策。

5.4.2 収集・運搬計画

(1) 基本的な方向

各市行政区域から県央県南クリーンセンター及び東部・西部リレーセンターまでの収集・運搬は構成市の業務であり、東部・西部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまでの運搬は、本組合の業務となっている。

基本的な方向性としては、構成市が主体となる収集・運搬事務との連携を行うものとし、安全性や市民サービスに配慮しながら、県央県南クリーンセンターにおいて安全かつ効率的な可燃ごみ処理が行えるよう、東部・西部リレーセンターからの中継搬送を含めた収集・運搬体制を維持していく。

(2) 収集・運搬に関する施策

適正な収集・運搬を行うため、以下のような施策を進める。

1) 適正な分別・収集の促進

構成市にて実施するごみの分別区分は、第3章の表3-1～表3-4に示す現状の収集・運搬方法で当面は維持されるが、今後の排出状況、施設の稼働状況、社会情勢の変化等に応じて構成市と協議の上、必要な相互調整を図っていく。

事業系ごみについては、事業者自らの責任による処理が義務付けられており、従来どおり自己処理あるいは県央県南クリーンセンターへの直接搬入を原則とする。

2) 中継施設の維持管理の推進

本組合の施設である東部・西部リレーセンターは、稼働開始から13年が経過しており、今後施設の老朽化が懸念される。

東部・西部リレーセンターでの安定的な処理、県央県南クリーンセンターへの効率的な運搬を維持していくため、今後も施設の適正な維持管理を図っていく。

5.4.3 中間処理計画

(1) 基本的な方向

構成市から搬入される可燃ごみ等を県央県南クリーンセンターにおいて適正処理し、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、施設の安定的・効率的な運営、維持管理を継続して行っていく。

(2) 中間処理に関する施策

1) 県央県南クリーンセンターにおける施設整備のあり方の検討

県央県南クリーンセンターは稼動から 13 年が経過しており、今後施設の老朽化が懸念される。今後も可燃ごみ等を安定的・効率的に処理するため、施設の長寿命化対策や設備の改修、将来に向けた施設整備のあり方について検討していく。

2) 焼却（溶融）残渣の有効な利用の促進

本組合では、現在、最終処分量の極小化（最終処分量“ゼロ”）を目指し、県央県南クリーンセンターで発生する焼却（溶融）残渣は、全量資源化している。

焼却（溶融）残渣の資源化は民間業者に委託しているが、今後も優れたリサイクル技術を有する業者との連携の強化や効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性等に配慮した資源化を推進していく。

(3) 焼却（溶融）処理対象物

今後の中間処理における処理対象物は、以下に示すとおり。

- 可燃ごみ
- 粗大（可燃）ごみ
- 可燃残渣 など

(4) 焼却（溶融）処理量の推計

本組合における今後の施設の在り方及び南島原市全域の可燃ごみ処理を見据えた処理体制を検討していることから、県央県南クリーンセンター及び南島原市南有馬クリーンセンターでの処理量を合わせた焼却（溶融）処理量の将来推計を図 5-7 及び表 5-10 に示す。

ごみの排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の焼却（溶融）処理量は、平成 29 年度の 91,465 t/年から平成 35 年度に 87,730 t/年、平成 40 年度に 85,624 t/年、平成 45 年度に 83,875 t/年になることが推計される。

減量化等の目標値を達成した場合における焼却（溶融）処理量は、中間目標年次の平成 35 年度で 81,960 t/年（9,505 t 減、約 10.4%減）、平成 40 年度で 74,012 t/年（17,453 t 減、約 19.1%減）計画目標年次の平成 45 年度には 66,464 t/年（25,001 t 減、約 27.3%減）になると推計される。

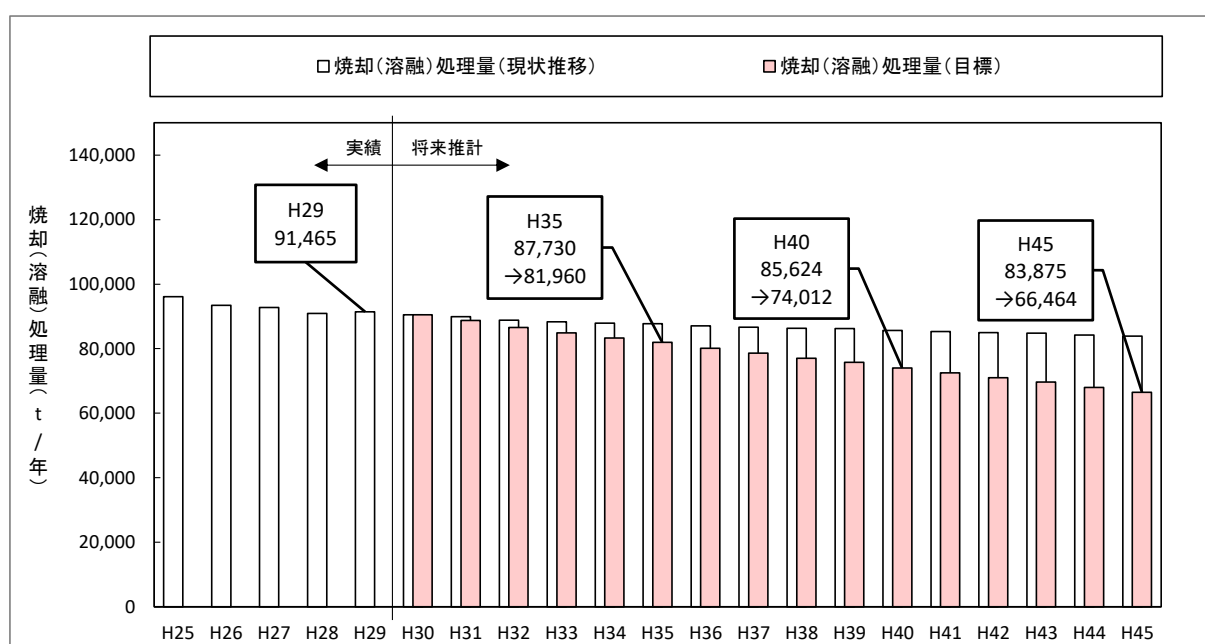


図 5-7 焼却（溶融）処理量の将来推計

表 5-10 焼却（溶融）処理量の将来推計

構成市	実績	将来推計（目標達成）		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	16,555t/年	14,722t/年	13,153t/年	11,680t/年
諫早市	46,037t/年	42,278t/年	39,159t/年	36,021t/年
雲仙市	14,076t/年	12,767t/年	11,617t/年	10,584t/年
南島原市	14,797t/年	12,193t/年	10,083t/年	8,179t/年
合計	91,465t/年	81,960t/年	74,012t/年	66,464t/年

5.4.4 施設整備計画

(1) 県央県南クリーンセンターの施設整備

県央県南クリーンセンターは、メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成 32 年度以降も可燃ごみ等の安定的な処理を継続することが求められることから、これまで検討を重ね、必要最小限度の基幹的設備改良工事を行い 6 年程度のつなぎ運転を行うことに決定した。

今後も継続して安定的かつ効率的に可燃ごみ等を処理するためには、施設における定期的なモニタリングによる現状の分析や施設の動向を踏まえて、今後の施設のあり方について検討する必要がある。

本計画期間中に施設の必要最小限度の基幹的設備の改良工事等や新たな施設の整備等、様々な要因を踏まえながら、総合的な検討を進めていく。

(2) 今後必要とされる施設規模

本計画にて今後必要とされる施設規模を、公益社団法人 全国都市清掃会議「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2016 改訂版」に基づき、以下に示す計算式にて算出した。

「図 5-7 焼却（熔融）処理量の将来推計」に対応した施設規模の算出結果を図 5-8 に示す。

なお、本計画における施設規模は現段階における推計値であり、今後の施設のあり方に関する検討において、修正を行う場合がある。

【施設規模の算出】

例：平成 29 年度の焼却（熔融）処理量で算出した場合

$$\begin{aligned}\text{施設規模 (t/日)} &= \text{日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率}^{\ast 1} \div \text{調整稼働率}^{\ast 2} \\ &= 91,465 \text{ (t/年)} \div 365 \text{ (日)} \div 0.767 \div 0.96 \\ &= 340.3 \text{ (t/日)} = \underline{\underline{341 \text{ (t/日)}}}\end{aligned}$$

※1…実稼働率：280 日^注÷365 日

（注）年間 365 日から、「廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱の取扱いについて（環廃対第 031215002 平成 15 年 12 月 15 日）」で規定された年間停止日数の上限である 85 日を差し引いた稼働日数。85 日間の内訳は、整備補修期間 30 日＋補修点検 15 日×2＋全停止期間 7 日間＋（起動に要する日数 3 日×3 回）＋（停止に要日数 3 日×3 回）

※2…調整稼働率：ごみ処理施設が正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

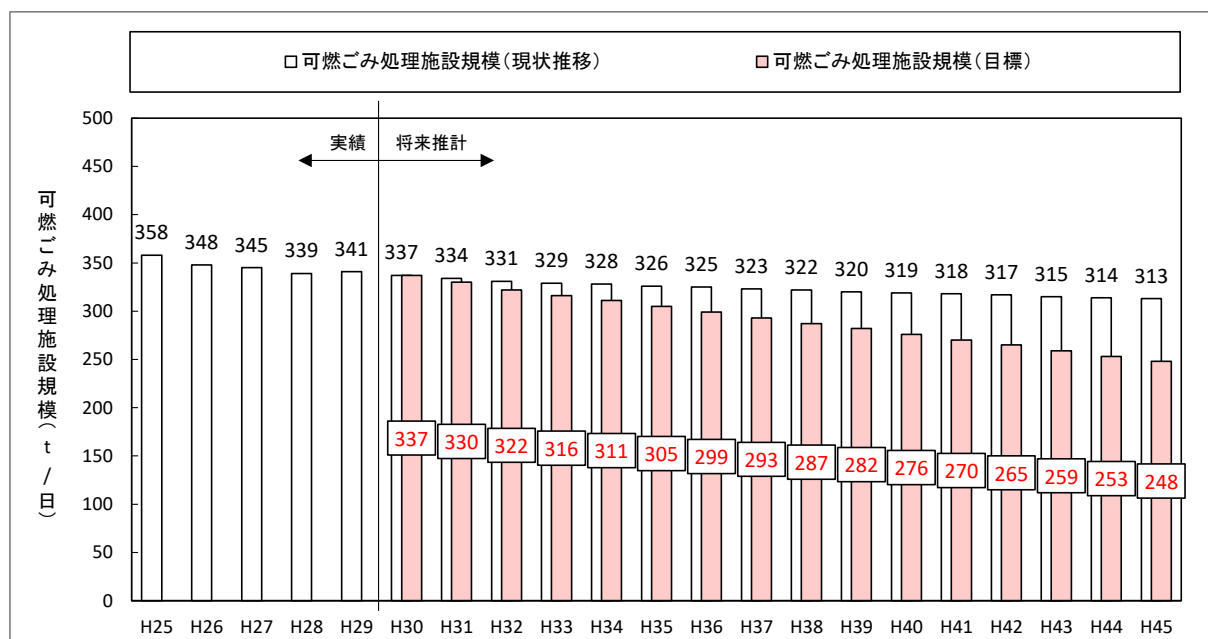


図 5-8 焼却（溶融）処理量に応じた必要施設規模

5.4.5 最終処分計画

(1) 基本的な方向性

本組合では、最終処分量の極小化（最終処分量“ゼロ”）を目指している。

県央県南クリーンセンターでは、焼却（熔融）残渣を全量資源化しており、現時点では最終処分の対象となる残渣は発生していないが、今後も構成市と連携しながら、ごみの排出抑制と再資源化を推進し、最終処分量の極小化を継続していく。

(2) 最終処分の方法

現在、構成市では、不燃性廃棄物最終処分場、諫早市一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

本組合では、最終処分量の削減を図りつつ、当面は現在の最終処分体制を継続していくものとするが、次期最終処分場の整備が必要な場合は構成市と協議の上、検討を進めるものとする。

5.4.6 その他の計画

(1) 長崎県ごみ処理広域化計画に関する検討

長崎県では、「長崎県ごみ処理広域化計画」を平成 21 年 7 月に見直し、県内を 7 ブロックに分け、それぞれの一般廃棄物処理焼却施設の集約化・高度化を計画・検討している。

この中で本組合は、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市及び大村市の 5 市が含まれる「県央・県南ブロック」に位置している。

「長崎県ごみ処理広域化計画」では、平成 30 年度を目標に、大村市清掃センター、県央県南クリーンセンター及び南島原市南有馬クリーンセンターの 3 施設による広域処理を図る計画としている。

一方で、県央県南クリーンセンター及び東部・西部リレーセンターは現時点で 13 年以上が経過しており、今後は老朽化の進行による運営・維持管理費の増加が懸念され、同様の状況が各市の施設でも顕在化していることから、これら施設の更新を含めた、新たな処理体制の構築が必要と考えられる。

今後、構成市等との連携を図り、広域処理及びごみ処理施設の整備の方向性や具体的な整備スケジュール等に関する総合的な検討を継続して行っていく。

(2) 災害廃棄物対策

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量発生した災害廃棄物の処理については、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、近隣自治体、長崎県、国との連携による広域支援体制を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることとする。

また、近隣自治体等において自然災害等が発生し、当該市町村からごみ処理の要請があった場合についても同様とする。

5.4.7 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、ごみ減量目標値を達成するためには施策の実施状況やごみ減量目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要となる。

そこで図 5-9 に示すように、計画の実施に当たっては P D C A サイクルを導入し、点検・見直しを計画的に行う。

なお、構成市との連携はもちろん、市民や事業者との協力体制においては、一体となった施策の展開や見直しを行うものとする。

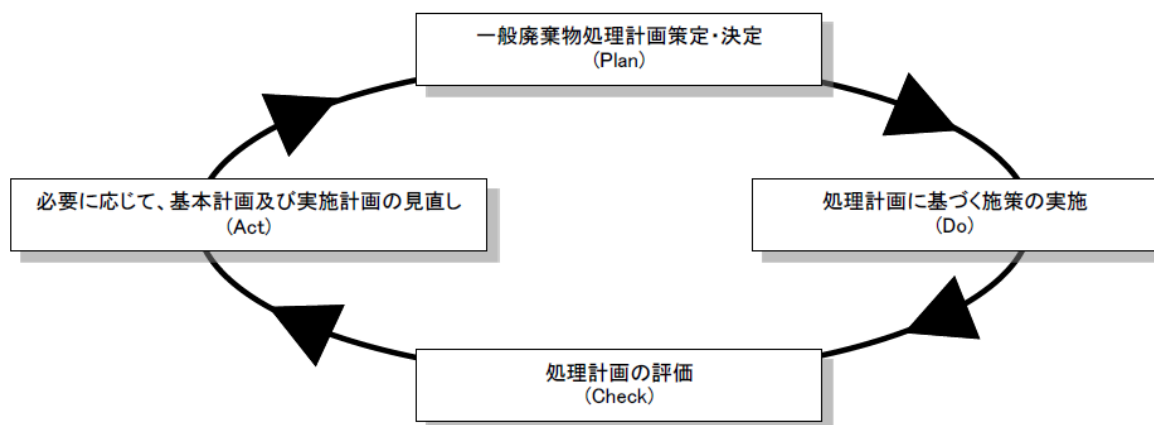


図 5-9 P D C A サイクルイメージ